

# 東京都 G A P

## 農業者向けハンドブック

(野菜・果樹)



平成31年1月



東京都産業労働局

# 発行にあたって

このハンドブックは、都が発行した『東京都GAP管理点及び管理基準解説書』について、農業者が実際にGAPに取り組む際に使いやすいよう、内容を簡略化したものです。

GAPにおける管理点について、管理の必要性等についての解説や農業者が管理基準を満たす際に取り組む事例、またチェックシートに記載されている管理基準についてまとめています。

すでにGAPに取り組んでいる農業者の方は、当ハンドブックをお手元に常備していただき、日頃の自己点検・内部点検を行う際にご活用ください。

また、今後GAPに取り組む予定の皆様にも、当ハンドブックの内容を参考にしていただくとともに、東京都GAPの認証に申請していただければ幸いです。



# 管理点と解説ページ一覧

## 1. 農業経営

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
経営理念	1	1	「食べ物」(安全な食料)を生産しているという基本的な姿勢を持っている	必須 推奨	1
管理体制	2	2	農場の管理体制ができています	必須	1
知的財産	3	3	新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている	必須	2
生産工程管理	4	4	ほ場管理台帳を整備し、保存している	必須	2
	5	5	栽培と出荷の計画をたてている	必須	3
	6	6	適正管理規準に基づき、自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている	必須	3
収穫・出荷の記録	7	7	収穫の記録を付け、保存している	必須	3
	8	8	出荷の記録を付け、保存している	必須	4

## 2. ほ場

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
リスク評価と対策	9	9	ほ場(ハウス)のリスク評価をしている	必須	4
	10	10	ほ場周辺の環境を確認している	必須	5
衛生	11	11	ほ場や施設内は清潔にしている	必須	5
	12	12	栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようにしている	必須	6
	13	13	ほ場周辺や施設には、手洗い設備やトイレがある	必須	6
水質	14	14	用水の水源を確認している	必須	6
	15	15	養液栽培システムで使用する水の有害要因を検討している	必須	7

## 3. 土づくり

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
有機質資材	16	16	有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる	必須	8
	17	17	生の家畜ふん尿等を、肥料として使用していない	必須	8
	18	18	堆肥を使用する場合、その由来を確認している	必須 推奨	9
土壌流亡	19	19	降雨や強風によって土壌が浸食される恐れがある場合は、対策を実施している	必須	9

## 4. 種苗管理

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
種苗管理	20	20	品種登録制度を守っている	必須	10
	21	21	遺伝子組み換え作物の栽培は当面行わず、栽培する場合は、法律や都の指針を遵守した上で行う	推奨	10
記録	22	-	種苗の品質を確認し、種苗に対する農薬の使用を記録している	必須	11

## 5. 総合的病害虫管理

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
化学農薬を減らす工夫	23	22	病害虫の発生状況を理解している	必須	11
	24	23	総合防除(IPM)を考慮した防除を行っている	必須	12
連作障害対策	25	-	連作障害について、考慮している	推奨	12

## 6. 農薬

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
使用基準	26	24	使用する農薬及びその使用基準等について把握している	推奨	13
	27	25	登録農薬及び特定農薬だけを使用している	必須	13

## 6. 農薬(続き)

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
使用基準	28	26	農薬はラベルに表示されている事項を確認し、それに従い使用している	必須	14
調整	29	27	散布液は適切に調製している	必須	14
散布	30	28	散布面積に対して、必要な量を調製し、散布している	必須	15
散布機	31	29	農薬散布前に、機器の点検をしている	必須	15
	32	30	散布後は、機器の洗浄をしている	必須	16
作業安全	33	31	農薬散布後は一定期間、ほ場内に立ち入らないようにしている	必須	16
	34	32	防除衣・防護具は適切に着用している	必須	17
	35	33	防除衣・防護具は作業ごとに洗浄し、適切に保管している	必須 推奨	17
周辺環境	36	34	周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からのドリフト対策を実施している	必須	17
	37	35	周辺ほ場へのドリフト対策を実施している	必須	18
	38	36	住宅地等に近接するほ場では、散布時には周辺住民に配慮している	必須	18
	39	37	土壌くん蒸剤等の農薬を使用する時は揮散を防止する対策を実施している	必須	19
保管	40	38	農薬は適切に保管している	必須	19
廃棄物	41	39	農薬の空容器は適切に保管し、適切に処分している	必須	20
記録	42	40	使用した農薬は記録し、出荷後にその記録を公開することができる	必須	21
残留農薬	43	41	適切なサンプリングにより、認定機関等で定期的に残留農薬の分析を行っている	推奨	21
	44	42	残留農薬基準を把握しており、基準値を超えた場合の対策措置がある	推奨	22

## 7. 肥料

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
使用基準	45	43	定期的に土壌診断を実施した上で、適切な肥料の種類、施用量を決めている	必須	22
	46	44	施肥は、肥料等の成分を把握した上でやっている	必須	23
	47	45	肥料等に関する最新の情報または適正利用についての情報を収集している	推奨	23
保管	48	46	肥料等は適切に保管している	必須 推奨	24
記録	49	47	使用した肥料等は記録している	必須	24

## 8. 農薬・肥料

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
在庫管理	50	48	農薬、肥料等の在庫管理をしている	必須	25

## 9. 燃料・農業資材

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
燃料	51	49	燃料は適切に保管している	必須	25
記録	52	50	生産資材の納品書(購入伝票、領収書等)は保存している	必須	25

## 10. 衛生管理

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
リスク評価と対策	53	51	収穫・運搬・調整・選別など、各作業工程毎に汚染や異物混入のリスク評価をしている	必須	26
水質	54	52	収穫後の農産物は適切な水で洗浄している	必須	26
りんご病におけるかび毒の低減対策	-	53	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施している	必須	27
作業員	55	54	収穫に係る作業員の衛生管理に関するルールを作成し、実施している	必須	27
	56	55	選別・調整・出荷に係る作業員の衛生管理に関するルールを作成し、実施している	必須	28
設備	57	56	衛生害虫の発生や小動物の侵入に対する対策を実施している	必須	28
	58	57	農産物の調整・出荷・保管施設、器具等を清潔に保っている	必須	29
	59	58	出荷調整施設には、手洗い設備やトイレがある	必須	29

## 10. 衛生管理(続き)

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
設備	60	59	選果・計量・保管場所には、十分な明るさの照明と安全設備がある	必須	29
	61	60	貯蔵・予冷库の管理は適切にしている	必須	30
資材	62	61	収穫物を運搬する車両やコンテナ、はさみ等の収穫用具は清潔にしている	必須	30
	63	62	農産物に付着する可能性がある洗剤・潤滑油等は食品用途のものを使用している	必須	31
	64	63	家庭用殺虫剤等を衛生害虫対策として使用する場合、適切に使用している	必須 推奨	32
	65	64	包装資材・出荷用段ボールは、適切に保管している	必須	32

## 11. 農作業安全

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
リスク評価と対策	66	65	危険性の高い機械作業、作業環境、危険箇所を把握している	必須	33
	67	66	事故防止対策をたて、作業者に周知徹底している	必須	33
作業安全	68	67	危険箇所には適切な表示をしている	必須	34
	69	68	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者については制限を行っている	必須	34
出荷調整施設	70	69	施設内の通路は円滑に通行できるようにしている	必須	35
農業機械	71	70	農業機械は適切に購入している	必須	35
	72	71	農業機械等は定期的に点検・整備・清掃している	必須	36
	73	72	農業機械等は適切に使用している	必須	36
管理体制	74	73	農作業に従事する人は、健康管理をしている	必須	37
	75	74	労働者災害補償保険等に加入している	必須	37
	76	75	緊急事態の備えをしている	必須 推奨	38

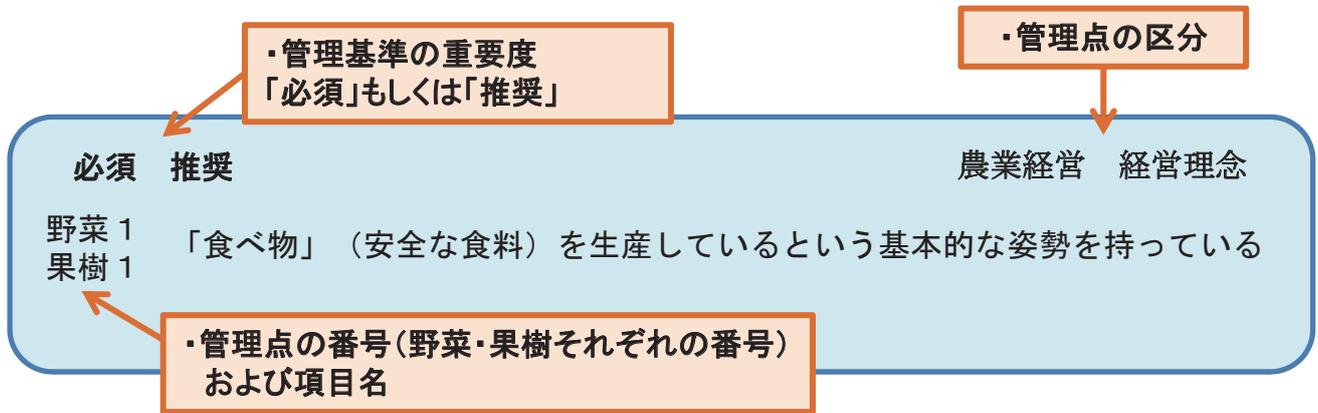
## 12. 環境

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
廃棄物	77	76	廃棄物等は適切に管理している	必須 推奨	38
	78	77	廃プラスチックは適切に処理している	必須	39
	79	78	使用済みの農業資材は適切に保管している	必須 推奨	39
	80	79	廃棄物の削減に努めている	必須 推奨	39
エネルギー節減	81	80	省エネルギー対策に努めている	必須	40
生物多様性	82	81	施設栽培でセイヨウオオマルハナバチを受粉等に使用する場合は、適切に管理している	必須	41
	83	82	獣害がある場合は、野生獣の特性や発生要因を踏まえた対策を実施している	必須 推奨	41
環境への影響	84	83	地球温暖化などの環境影響に関する新たな知見や情報を気にかけている	推奨	42
景観	85	84	農地保全上や農作業実施時に周辺地域の景観等への配慮を行っている	必須 推奨	42
近隣住民への配慮	86	85	農作業を行う上で、周辺住民への安全確保に注意している	必須	43

## 13. 農業の多面的機能

小区分	野菜	果樹	管理点	重要度	ページ
交流、食育	87	86	地域住民の農業への理解促進や教育への貢献を心掛けている	推奨	43
防災機能	88	87	災害時に農地を避難場所使用することや井戸水提供を行う意思がある	推奨	44

# ハンドブックの見方



経営理念は、農場主の意思決定の判断基準となるものです。

経営理念は、農場の経営目標や作業計画、資材の調達や生産物の販売など、様々な意思決定に影響を及ぼす重要な概念であり、社会的に認められる正当なものであることが前提となります。

そして、従事者全員がその理念を理解することで、農場全体が目標を持って前に進むことができます。

**・管理点の解説  
当該の管理を行う必要性等について記載**

## 取組例

- ・農場の経営理念を定めている
- ・理念を実現するために、どのように行動したらよいのか具体的な行動基準を定めている
- ・掲示や対話等により、農場で働く人と経営理念や行動基準を共有している

**・取組例  
生産者が取組む具体的な内容**

## 管理基準

- 農場の理念を定めている
- 理念を実現するための行動指針を定めている【推奨】

**・管理基準  
チェックシート上の取組項目。当該項目がきちんとなされているか、現地調査で確認を行う。**

取組例を参考に管理基準の各項目にレでチェックを行います。

**必須 推奨**

**農業経営 経営理念**

野菜 1 「食べ物」（安全な食料）を生産しているという基本的な姿勢を持っている  
果樹 1

経営理念は、農場主の意思決定の判断基準となるものです。

経営理念は、農場の経営目標や作業計画、資材の調達や生産物の販売など、様々な意思決定に影響を及ぼす重要な概念であり、社会的に認められる正当なものであることが前提となります。

そして、従事者全員がその理念を理解することで、農場全体が目標を持って前に進むことができます。

**取組例**

- ・農場の経営理念を定めている
- ・理念を実現するために、どのように行動したらよいのか具体的な行動基準を定めている
- ・掲示や対話等により、農場で働く人と経営理念や行動基準を共有している

**管理基準**

- 農場の理念を定めている
- 理念を実現するための行動指針を定めている【推奨】

**必須**

**農業経営 管理体制**

野菜 2 農場の管理体制ができている  
果樹 2

農業生産工程管理（①計画策定、②実践・記録、③点検・評価、④改善）の実践において、各役割を明確に、責任者を配置します。各責任者は役割を認識し工程管理を行います。

**取組例**

- ・農場の責任者および各作業の責任者を決めている
- ・農場（栽培、収穫、出荷）の計画を策定し、「食の安全」「環境保全」「農作業安全」のための点検項目、又は手順書を作成している
- ・点検項目等を基に、栽培、収穫、出荷作業を行い、「食の安全」「環境保全」「農作業安全」の確保のための取組内容を帳簿等に記録、保存している

- ・点検項目等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存している
- ・自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、次の農作業の改善に結び付けている

#### 管理基準

- 農場責任者（経営主）、栽培責任者（農作業、安全・保守点検）、資材責任者（資材、農薬、肥料、燃料等管理）、品質管理責任者（出荷管理、クレーム対応等）を配置している
- 各責任者は、役割について理解している

#### 必須

#### 農業経営 知的財産

- 野菜 3 新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている
- 果樹 3

農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用の取組として次の例があります。

#### 取組例

- ・特許・品種登録前段階における技術内容等を秘匿している
- ・特許・品種等を適切に管理（権利化、秘匿、公開）している
- ・技術内容等を文書化している
- ・秘密事項の管理規程を整備している

#### 管理基準

- 権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている

#### 必須

#### 農業経営 生産工程管理

- 野菜 4 ほ場管理台帳を整備し、保存している
- 果樹 4

農業生産工程管理（GAP）に取組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成・保存することが重要です。

#### 取組例

- ・ほ場の位置、面積を記録し、台帳等で保存している

### 管理基準

- ほ場の所在地と面積、栽培施設、灌水施設等を記載した台帳および図面を作成し、保存している

### 必須

農業経営 生産工程管理

- 野菜 5 栽培と出荷の計画をたてている
- 果樹 5

番号2を参照。

### 管理基準

- 栽培開始前に計画をたてている

### 必須

農業経営 生産工程管理

- 野菜 6 適正管理規準に基づき、自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている
- 果樹 6

番号2を参照。

### 管理基準

- 点検項目を策定し、農作業等の内容を記録、保存している
- 1年に1回以上の自己点検・内部点検を行い、改善に向けた取組をしている

### 必須

農業経営 収穫・出荷の記録

- 野菜 7 収穫の記録を付け、保存している
- 果樹 7

農作物の収穫・出荷に関する記録・作成・保存については、次の事項を可能な限り行います。

- ・生製品の品名
- ・生製品の出荷又は販売先の名称及び所在地
- ・出荷又は販売年月日
- ・出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎）
- ・食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録等

記録の保存期間については、取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を基本とします。

#### 取組例

- ・出荷先、出荷日、出荷品目、出荷量を記録し保存している
- ・出荷物がどのほ場で、いつ収穫されたものか記録している
- ・記録の保存期間は出荷先に応じて対応している

#### 管理基準

- ほ場毎に品目、収穫日、収穫数量を記録している
- 記録は1～3年間保管している（保存期間は取り扱う流通実態に応じて設定）

#### 必須

農業経営 収穫・出荷の記録

野菜 8 出荷の記録を付け、保存している  
果樹 8

番号7を参照。

#### 管理基準

- ほ場毎に品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録している
- 記録は1～3年間保存している

#### 必須

ほ場 リスク評価と対策

野菜 9 ほ場（ハウス）のリスク評価をしている  
果樹 9

ほ場やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮して、適切な対策をとりましょう。

#### 取組例

- ・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認している
- ・ほ場にペットをいれない
- ・家畜ふん堆肥の製造・保管場所から、大雨時に堆肥や原料ふんが流出しないようにしている
- ・家畜ふん堆肥の製造・保管場所において、堆肥や原料ふんが散らからないよう清掃している

- ・大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、流れ込みがある場合は速やかに排水している
- ・廃棄物をほ場やその周辺に放置していない

#### 管理基準

- 土地の使用履歴、土壌の性質、土の有害物質汚染、水質、水量の確保について、リスク評価を行っている

#### 必須

農業経営 リスク評価と対策

- 野菜 1 0 ほ場周辺の環境を確認している
- 果樹 1 0

番号9を参照。

#### 管理基準

- ほ場内に周辺の環境から、危険要因（微生物、化学的、物理的）の流入等がないかどうか、検討している

#### 必須

ほ場 衛生

- 野菜 1 1 ほ場や施設内は清潔にしている
- 果樹 1 1

農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用機会そのものを必要最低限にする努力が重要です。

#### 取組例

- ・病害虫等の発生源となる植物や残さを除去している
- ・ほ場及びほ場周辺を清掃している

#### 管理基準

- 植物残さは放置することなく、適切に処理している
- ほ場やほ場周辺に廃棄物を放置していない

**必須**

ほ場 衛生

野菜 1 2 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようにしている  
果樹 1 2

動物等は食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるため、施設内に入らないようにすることが重要です。

**取組例**

- ・鳥、哺乳動物等の侵入を防ぐため、施設開口部にネットを張っている
- ・栽培終了後には残さを放置しない

**管理基準**

- ネットの設置や壊れた部分は修理している

**必須**

ほ場 衛生

野菜 1 3 ほ場周辺や施設には、手洗い設備やトイレがある  
果樹 1 3

栽培から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保てるように、手洗い設備やトイレの整備が必要です。

**取組例**

- ・ほ場周辺や集出荷施設近くに手洗い設備やトイレを設置している

**管理基準**

- ほ場や施設の近くに使用できる手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や施設、水路を汚さないようにしている

**必須**

ほ場 水質

野菜 1 4 用水の水源を確認している  
果樹 1 4

使用する水が汚染されていると生産物も汚染される可能性があります。そこで、水源の確認と汚染が判った場合は改善策を立てる必要があります。

### 取組例

- ・使用する水が危害要因（汚染物質）に汚染されていないか確認している
- ・井水や用水などを使用する場合は水質検査を行う
- ・水が汚染されていた場合は、水に浄化装置の設置や水源を替えている

### 管理基準

- 水源の由来を把握している
- 使用水源が周辺の環境から判断して危険要因（汚染物質等）に汚染される可能性がある場合、水質分析（化学性）を行い、問題点を明らかにしている
- 水源に農作物に危害を及ぼす要因がある病原性微生物が含まれないか把握に努めている
- 問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によって水源を変えるなどの対策をしている

### 必須

### ほ場 水質

野菜 15 養液栽培システムで使用する水の危害要因を検討している  
果樹 15

使用する水が汚染されていると生産物も汚染される可能性があります。そこで、水源の確認・養液が病原性微生物に汚染されないよう対策を行うことが重要です。

### 取組例

- ・使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善している
- ・培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理をしている
- ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要なときに洗浄・消毒等を行っている

### 管理基準

- 水源によっては水質検査を行い、必要な場合には改善対策をたてている
- 主として生食用途の葉物野菜の水耕栽培システムでは、病原性微生物の汚染防止対策をたてている
- 養液タンクに、病原性微生物の汚染や異物の混入を防止する対策をたてている
- 廃液は適切に処理している

## 必須

## 土づくり 有機質資材

野菜 1 6 有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる  
果樹 1 6

土壌有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、また、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために極めて重要な役割を果たしており、農業生産性の向上・安定化のみならず、農地土壌が有する環境保全機能の維持・向上にとっても不可欠です。

### 取組例

- ・標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培を行っている
- ・多毛作及び輪作に取り組んでいる
- ・適切な土壌改良資材を選択・施用している

### 管理基準

- 都農作物施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培などを行っている
- 堆肥を施用する場合は、完熟堆肥を使用している

## 必須

## 土づくり 有機質資材

野菜 1 7 生の家畜ふん尿等を、肥料として使用していない  
果樹 1 7

家畜排せつ物の利用の際には、家畜排せつ物を未処理のまま還元するよりも雑草の種子の殺滅効果が期待される点・病原性微生物を死滅させる点等で有利な堆肥化が重要です。

### 取組例

- ・堆肥を使用する場合は未熟なものを使用しない
- ・購入堆肥は購入先に製造工程等を確認し、病原性微生物による汚染や外来 雑草種子の混入のおそれが高いことを確認している
- ・放射性物質のおそれがないことを確認している

### 管理基準

- 病原性微生物による汚染のおそれが高いため、施用していない

### 必須 推奨

土づくり 有機質資材

野菜 18 堆肥を使用する場合、その由来を確認している  
果樹 18

番号17を参照。

### 管理基準

- 購入先等に原材料・製造工程・発酵状態・成分などを確認し、病原性微生物による汚染のおそれがないことを確認している
- 外来雑草種子の混入のおそれがないことを確認している
- 重金属のおそれがないことを確認している【推奨】
- 放射性物質のおそれがないことを確認している【推奨】

### 必須

土づくり 土壌流亡

野菜 19 降雨や強風によって土壌が浸食される恐れがある場合は、対策を実施  
果樹 19 している

土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。

### 取組例

- ・ 適地における不耕起栽培を行っている
- ・ 被覆作物を栽培（草生栽培を含む）している
- ・ 植生帯を設置している
- ・ 等高線栽培をしている
- ・ 土壌の透水性を改善（堆肥の施用等）している
- ・ 風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置を行っている 等

### 管理基準

- 防風ネットや被覆作物の栽培、植生帯の設置などを行っている

## 必須

種苗管理 種苗管理

野菜 20 品種登録制度を守っている  
果樹 20

新品種の育成には、長期にわたる労力と多額な費用が必要な一方で、育成された品種については、第三者が容易に増殖できる場合が多いことから、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。

このため、登録品種の種苗・収穫物の利用にあたっては、種苗法に基づき、以下の取扱が義務付けられています。

### 取組例

- ・登録品種の種苗を利用（譲渡等）する場合は、権利者の許諾を得ている
- ・自家増殖が禁止されている82種類の植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている

### 管理基準

- 許諾の必要な品種の種苗については、許諾を得て栽培している

## 推奨

種苗管理 種苗管理

野菜 21 遺伝子組み換え作物の栽培は当面行わず、栽培する場合は、法律や都の  
果樹 21 指針を遵守した上で行う

「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針」（平成18年5月 東京都産業労働局）では、遺伝子組換え作物の栽培によって生じる可能性のある経済的被害や混乱等を未然に防止し、消費者の不安を取り除くとともに都内の農業振興を図るために指導指針等を定めています。

### 取組例

- ・遺伝子組換え作物を栽培していない
- 栽培する場合は
- ・住民説明会などで地域住民の理解を得る
  - ・非遺伝子組換え作物との交雑・混入防止措置を実施する
  - ・交雑・混入が発生した場合の責任者を明示する

### 管理基準

- 遺伝子組換え作物を栽培する場合、法律及び都の指針を遵守している【推奨】

## 必須

## 種苗管理 記録

### 野菜 2 2 種苗の品質を確認し、種苗に対する農薬の使用を記録して

種苗を購入する際、添付された証票等により種苗の由来を把握し、安全なものかどうかを確認しましょう。購入種苗については農薬使用記録を確認することで、農薬の誤使用を防ぐことができます。

#### 取組例

- ・ 種苗購入時に農薬使用履歴を確認・記録している
- ・ 農薬使用履歴の不明な種苗は使用しない

#### 管理基準

- 品種名、ロット番号、販売者、購入年月日、購入までの使用農薬の成分と使用回数を記録している

## 必須

## 総合的病害虫管理 化学農薬を減らす工夫

### 野菜 2 3 病害虫の発生状況を理解している 果樹 2 2

防除は、病害虫・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このためには、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を整えた上で、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を行うようにすることが重要です。

#### 取組例

- ・ 発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う
- ・ 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う

また、農薬以外の防除手段としては以下の取組例がある。

- a 生物農薬（※）、性フェロモン剤等の使用
- b 対抗植物の導入
- c 除草用機械の利用
- d ベたかけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培などの被覆技術の導入
- e マルチ栽培技術の導入

f 黄色蛍光灯等その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入

g 病害虫に抵抗性がある品種を導入している

h 輪作体系を導入している

(※) 生物農薬も化学農薬同様使用方法等を守ることが必要。

#### 管理基準

- 発生予察情報等の活用や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握し適期防除をしている

#### 必須

総合的病害虫管理 化学農薬を減らす工夫

野菜 2 4 総合防除 (IPM) を考慮した防除を行っている  
果樹 2 3

番号 2 3 (果樹は 2 2) を参照。

#### 管理基準

- 耕種的防除、物理的防除、生物的防除などを活用し、化学農薬散布を減らす工夫をしている
- ほ場や施設の周辺では、病害虫の発生源となる雑草の除去を行っている

#### 推奨

総合的病害虫管理 連作障害対策

野菜 2 5 連作障害について、考慮している

同じ作目、同じ科の作目の連作を行うと、特定の病害虫密度が高くなることで連作障害が発生しやすくなります。耕種的防除法として輪作を行うことは、連作障害を回避する有効な手段です。

#### 取組例

- ・ 同一作物の連作を行わない
- ・ 同一の科の作物の連作を行わない
- ・ 野菜栽培においては、イネ科作物を栽培している
- ・ 輪作しない場合は、土づくりの励行、土壌消毒の実施、抵抗性品種の導入、ほ場衛生管理など、適切な連作障害対策を行っている

### 管理基準

- 作物毎に土壌病害虫の発生抑制等を考慮し、栽培計画に輪作体系を組み込むなど連作障害対策に取り組んでいる【推奨】

### 推奨

### 農薬 使用基準

野菜 2 6 使用する農薬及びその使用基準等について把握している  
果樹 2 4

無登録農薬及び、農薬登録を受けておらず農薬としての効果をうたっている、又は成分からみて農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。

農薬は農林水産省の登録番号がある農薬を使いましょう。また、品目ごとの農薬リストを作成しておくことで誤使用を防ぐことができます。

### 取組例

- ・ 栽培している品目ごとの農薬のリストを作成している
- ・ 防除暦を活用している
- ・ 農薬使用時に農林水産省の登録番号を確認している
- ・ 農薬は信頼できる業者から購入している

### 管理基準

- 品目ごとに使用する農薬のリストを作成している【推奨】

### 推奨

### 農薬 使用基準

野菜 2 7 登録農薬及び特定農薬だけを使用している  
果樹 2 5

番号 2 6（果樹は 2 4）を参照。

### 管理基準

- 農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材を使用していない

## 必須

## 農薬 使用基準

野菜 2 8 農薬はラベルに表示されている事項を確認し、それに従い使用している  
果樹 2 6

農薬の使用の都度、容器又は包装の以下の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用することが法令上義務づけられています（ただし、⑥については努力義務）。

- ① 農薬を使用できる農作物
- ② 農薬の使用量
- ③ 農薬の希釈倍数
- ④ 農薬を使用する時期（収穫前日数の確認）
- ⑤ 農作物に対して農薬を使用できる回数（使用前に記録簿を確認）
- ⑥ 農薬の有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）
- ⑦ 農薬の使用上の注意

## 取組例

- ・ 発生病害虫を確認している
- ・ 収穫予定日を把握している
- ・ 希釈時に早見表を活用している
- ・ 定期的に棚卸を行い、農薬の有効期限を確認している

## 管理基準

- 対象の作物、病虫害、雑草を確認している
- 希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を確認している
- ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容を確認している
- 農薬は有効期限や登録の有無を確認して、使用している

## 必須

## 農薬 調整

野菜 2 9 散布液は適切に調製している  
果樹 2 7

農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製することが必要です。

薬液調整時にも健康への影響を回避するため必要な防護具を使用しましょう。

### 取組例

- ・農薬の希釈は収穫物や出荷箱の近くで行わない
- ・薬液調整時には防護具を使用している
- ・農薬を計量するときに正確な器具（秤、メスシリンダー等）を使用している
- ・作物の大きさに応じて適切な量の薬量を調整している
- ・農薬の使用基準（使用量、散布液量等）を確認している

### 管理基準

- 農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製（希釈）している
- 調製時には、必要な防護具を着用している
- 薬液を正確に計量できる器具を使用している

### 必須

農薬 散布

野菜 3 0 散布面積に対して、必要な量を調製し、散布している  
果樹 2 8

番号 2 9（果樹は 2 7）を参照。

### 管理基準

- 必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る

### 必須

農薬 散布機

野菜 3 1 農薬散布前に、機器の点検をしている  
果樹 2 9

防除器具に残った農薬を、誤って別の散布時に使ってしまわないよう、注意しましょう。

### 取組例

- ・農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認している
- ・農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に特に注意して、十分に洗浄している

### 管理基準

- 使用前に点検を行っている。特にホースの接続部分等の不良により薬液が噴出しな  
いか確認している

### 必須

農薬 散布機

- 野菜 3 2 散布後は、機器の洗浄をしている
- 果樹 3 0

番号 3 1（果樹は 2 9）を参照。

### 管理基準

- 洗浄は生産ほ場及び収穫物と離れた場所で行っている
- 使用後は散布機を洗浄している

### 必須

農薬 作業安全

- 野菜 3 3 農薬散布後は一定期間、ほ場内に立ち入らないようにしている
- 果樹 3 1

農薬ラベルに散布後の立入禁止が記載されている場合は、農薬散布後その期間中はほ場等へ立ち入らないようにしましょう。また、ハウス内でくん煙剤等を使用する際にも、くん煙中はハウス内の立入禁止するとともに、その注意喚起を行いましょ

### 取組例

- ・ 農薬ラベルの記載事項を守り、散布後のほ場等へ立ち入り禁止など措置を行っている
- ・ くん煙剤等使用の際には、ハウス内への立入禁止と注意喚起を徹底している

### 管理基準

- 除草等の作業は農薬散布前に行い、散布直後は立ち入らないようにしている
- ハウス等施設内でくん煙等の処理を行う場合、作業中（後）の立入を禁止する掲示や注意喚起をしている

## 必須

農薬 作業安全

野菜 3 4 防除衣・防護具は適切に着用している  
果樹 3 2

「農作業安全のための指針について」では、安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

## 取組例

- ・ 農薬散布時には専用の作業衣や防護具の適切な着用を行っている
- ・ 農薬散布後の作業衣の洗浄、所定の保管場所への保管を適切に行っている

## 管理基準

- 農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している

## 必須 推奨

農薬 作業安全

野菜 3 5 防除衣・防護具は作業ごとに洗浄し、適切に保管している  
果樹 3 3

番号 3 4（果樹は 3 2）を参照。

## 管理基準

- 着用後、洗浄している
- 農薬や農産物と離れており、換気のよい場所で保管している【推奨】

## 必須

農薬 周辺環境

野菜 3 6 周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からのドリフト対策を実施している  
果樹 3 4

農薬を使用する際、適用作物（農薬のラベルに書かれている、その農薬を使用できる作物のこと）以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。

### 取組例

- ・ 周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供を行っている
- ・ 農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の場所にとどめ、農薬散布を行っている
- ・ 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯で散布している
- ・ 風向きを考えてノズルの向きを決めている
- ・ 飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択を行っている

### 管理基準

- 周辺の生産者とコミュニケーションをとり、お互いに散布時期等に注意している
- 危険性がある場合、遮蔽するなどの対策を実施している

#### 必須

農薬 周辺環境

野菜 37 周辺ほ場へのドリフト対策を実施している  
果樹 35

番号36（果樹は34）を参照。

### 管理基準

- 近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している
- 周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策（ドリフト低減ノズルの利用等）を実施している

#### 必須

農薬 周辺環境

野菜 38 住宅地等に近接するほ場では、散布時には周辺住民に配慮している  
果樹 36

農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。住宅地に近接する農地において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないようにしなければなりません。

### 取組例

- ・農薬の使用量、使用回数を減らしている
- ・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑えるノズルの使用している
- ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布をしている
- ・農薬を散布する場合、近隣住民等への事前に知らせている

### 管理基準

- 近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している
- 周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策（ドリフト低減ノズルの利用等）を実施している

### 必須

### 農薬 周辺環境

野菜 3 9 土壌くん蒸剤等の農薬を使用する時は揮散を防止する対策を実施している  
果樹 3 7

土壌くん蒸剤を使用するときは、表示された使用上の注意事項に従うとともに、薬剤が揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなど必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

### 取組例

- ・土壌くん蒸剤の使用の際は、土壌水分の状態を確認している
- ・ガスの拡散防止のため、処理後は速やかにポリフィルム等で全面を被覆している

### 管理基準

- 夏期に使用するときは、土壌水分が十分にあり、地温が低い条件で処理する
- 揮散を防ぐためにポリフィルム等で被覆している

### 必須

### 農薬 保管

野菜 4 0 農薬は適切に保管している  
果樹 3 8

「農作業安全のための指針について」では、農薬等の適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・農薬は保管庫で鍵をかけて保管している
- ・冷涼・乾燥した場所、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管している
- ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示を行っている
- ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえを禁止している

### 管理基準

- 農薬は保管庫で、鍵をかけて保管している
- 農薬は冷涼、乾燥した場所で保管している
- 毒劇物を保管している場合、適切な表示をしている
- 保管庫の鍵は、管理担当者によって管理している
- 作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬等（除草剤やほ場以外に限って使用ができるもの）を分けて保管し、誤用を回避している
- 農薬は、購入時の容器で保管している
- 農薬は農産物と接触しない場所で保管している
- 毒劇物に相当する農薬はトレー等の中で保管している
- 農薬がこぼれた時の対策として、専用のちりとり、砂、ほうき等を保管場所に備え付けている
- 保管庫には農薬及び農薬散布やこぼれた時の対策に使用するもの以外は置いていない

### 必須

### 農薬 廃棄物

野菜 4 1 農薬の空容器は適切に保管し、適切に処分している  
果樹 3 9

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられております。

### 取組例

- ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託している

### 管理基準

農薬の空容器の保管は以下のことを守っている

- 空容器の処理と保管はラベルの指示に従う
- 容器内に農薬が残っていない
- 人間、動物、農産物や梱包剤と接触しないように安全に保管、処分する
- 農薬の空容器は地域の行政の指導に従って処分している

## 必須

## 農薬 記録

野菜 4 2 使用した農薬は記録し、出荷後にその記録を公開することができる  
果樹 4 0

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令では、農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。

- ①使用日
- ②使用場所
- ③使用した農作物
- ④使用した農薬の種類又は名称
- ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率

また、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」においても、農薬の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。

## 取組例

- ・農薬を使用した時は、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率を帳簿に記録している

## 管理基準

- 使用場所（ほ場の名称等）
- 対象作物
- 使用日
- 農薬名
- 希釈倍数
- 使用量
- 購入苗の場合、添付されている生産履歴の保存
- 使用記録は1～3年間保存

## 推奨

## 農薬 残留農薬

野菜 4 3 適切なサンプリングにより、認定機関等で定期的に残留農薬の分析を  
果樹 4 1 行っている

残留農薬の分析を計画的に行い、農薬が適正に使用されていることを確認するとともに、求めに応じて分析結果を開示できるよう自主的に残留農薬の分析と結果を記録しておくことが重要です。作物の残留値はほ場内でもバラツキがあるので、サンプリングは方法を定めて適切に実施しましょう。

### 取組例

- ・残留農薬分析計画があり、定期的に残留農薬分析を行い、その結果を適正に保管している

### 管理基準

- 年1回程度、残留農薬分析を行っている【推奨】
- 分析結果を保管し、求めに応じて開示できるようにしている【推奨】

### 推奨

### 農業経営 残留農薬

野菜 4 4 残留農薬基準を把握しており、基準値を超えた場合の対策措置がある  
果樹 4 2

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は、全ての農薬について、残留基準を設定しています。

残留基準は、食品安全委員会が、人が摂取しても安全と評価した量の範囲で、食品ごとに設定されています。農薬などが、基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により、禁止されています（いわゆる「ポジティブリスト制度」）。

また、万一、残留基準値を超過した場合は、ロット単位で出荷、販売停止、回収義務などが求められるので、これら対応に的確に行えるよう、マニュアルなどの作成しておくことが必要です。

### 取組例

- ・残留農薬基準を理解している
- ・残留基準値超過時の対処方法についてのマニュアルを作成している

### 管理基準

- 農薬残留基準を理解している【推奨】
- 基準値を超えた場合の回収方法についてマニュアル等を作成している【推奨】

### 必須

### 肥料 使用基準

野菜 4 5 定期的に土壌診断を実施した上で、適切な肥料の種類、施用量を  
果樹 4 3 決めている

作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。

### 取組例

- ・堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計を行っている
- ・東京都の施肥基準等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行っている
- ・施肥用機械・器具の点検・整備を行っている

### 管理基準

- 土壌診断の結果により施肥量を決めている
- 緩効性肥料や肥効調節型肥料の利用、局所施肥等により施肥量の削減をしている
- 追肥は作物の生育に合わせて行っている

### 必須

### 肥料 使用基準

野菜 4 6  
果樹 4 4 施肥は、肥料等の成分を把握した上で行っている

番号45（果樹は43）を参照。

### 管理基準

- 都の慣行使用基準及び農作物施肥基準を参考に、適正量を施用している
- 堆肥由来の成分を考慮し、基肥量を決めている

### 推奨

### 肥料 使用基準

野菜 4 7  
果樹 4 5 肥料等に関する最新の情報または適正利用についての情報を収集している

番号45（果樹は43）を参照。

### 管理基準

- 指導機関等への問い合わせや普及センターが実施する講習会で情報収集している【推奨】
- 特に新規資材については、関係機関の指導を受けるなどしている【推奨】

## 必須 推奨

## 肥料 保管

野菜 4 8 肥料等は適切に保管している  
果樹 4 6

化学肥料や梱包された肥料は、直射日光にさらすと劣化し、肥料袋の損傷の原因となります。また、雨水等の侵入があると固結の原因になります。

### 取組例

- ・肥料を直射日光や雨水等が当たらない、屋内や屋根等の覆いの下で保管している
- ・直接地面に置かず、パレットやシート等の活用し、肥料、異物等の混入を防止している

### 管理基準

化学肥料や梱包された肥料の保管場所は下記の項目を満たしている

- 覆いがあり、直射日光や雨の当たらない場所に保管している
- きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない【推奨】

## 必須

## 肥料 記録

野菜 4 9 使用した肥料等は記録している  
果樹 4 7

「環境と調和のとれた農業生産活動規範」では、肥料の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。

### 取組例

- ・施用日、施用場所、施用した農作物、施用した肥料の名称、施用面積、施用した量を台帳に記帳管理している

### 管理基準

- 使用場所（ほ場の名称等）
- 対象作物
- 使用日
- 肥料・資材の名称
- 使用量、使用面積

## 必須

## 農薬・肥料 在庫管理

野菜 5 0 農薬、肥料等の在庫管理をしている  
果樹 4 8

「農作業安全のための指針について」では、農薬等の適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・ 農薬等は極力保管量を少なくするため、1回あたりの購入量を最小限にしている
- ・ 農薬、肥料は在庫台帳に、その入庫・出庫状況を記録している

### 管理基準

- 在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある

## 必須

## 燃料・農業資材 燃料

野菜 5 1 燃料は適切に保管している  
果樹 4 9

「農作業安全のための指針について」では、燃料等の適切な管理を、農作行を安全に行う上で農業者などが留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・ 火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で燃料を保管している
- ・ 燃料のそばでの機械、工具を使用していない

### 管理基準

- 火気がなく、不必要なものを置いていない場所で保管している
- 燃料に適した容器で専用の場所に保管する。こぼれた燃料が周囲の環境を汚さないように容量にあった防油堤や溝を設置している

## 必須

## 燃料・農業資材 記録

野菜 5 2 生産資材の納品書（購入伝票、領収書等）は保存している  
果樹 5 0

農業活動に関する情報を後で確認できるようにするため、例えば、種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存や、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組を記録し、保管しましょう。

### 取組例

- ・栽培に関する生産資材の納品書等（購入伝票、領収書等）は、必要な期間以上、保存している
- ・青色申告の請求書、見積書、契約書、納品書、送り状などを5年間保存している

### 管理基準

- 栽培に使用した、すべての生産資材の納品書等（購入伝票、領収書等）は、税法で規定されている期間以上、保存している

#### 必須

#### 衛生管理 リスク評価と対策

- 野菜 5 3 収穫・運搬・調整・選別など、各作業工程毎に汚染や異物混入のリスク
- 果樹 5 1 評価をしている

収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防ぐため、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

### 取組例

- ・覆いのない野菜の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、野菜の汚染や異物混入の原因となる行動をしていない
- ・収穫された野菜の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない物を分別 している
- ・野菜の傷んだ部分や土を、清潔な器具等で取り除くよう努めている 等

### 管理基準

- 収穫・運搬・保管・選別・調整・洗浄・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危害要因（微生物、化学的、物理的）のリスク評価（微生物の例：運搬中、農産物を置く場所は一時的であれ、地面に直接置くと微生物汚染のリスクがある）を実施し、その内容を記録している
- リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施している

#### 必須

#### 衛生管理 水質

- 野菜 5 4 収穫後の農産物は適切な水で洗浄している
- 果樹 5 2

番号14を参照。

### 取組例

- ・水道水以外の水源の利用の際は水質検査を実施している

### 管理基準

- 水道水以外の水源を利用している場合は、水質検査を定期的に行い、飲用に適していることを確認している。

### 必須

衛生管理 りんご病におけるかび毒の低減対策

果樹 5 3 りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策を実施している

りんご果汁はかび毒であるパツリン汚染の可能性の高い食品として知られており、パツリン汚染防止対策を徹底することが重要です。これらに関し、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」に取組例が示されています。

### 取組例

- ・傷果発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等を徹底している

### 管理基準

- 傷果発生防止のための丁寧な収穫、出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を行っている

### 必須

衛生管理 作業員

野菜 5 5 収穫に係る作業員の衛生管理に関するルールを作成し、実施している  
果樹 5 4

栽培から出荷にかけて、野菜に直接接触する作業員が野菜を汚染することを避けるため、作業員の健康及び衛生管理に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に取組例が示されていますので参照してください。

また、収穫・調製・選別時の汚染や異物混入の防止については、番号53を参照してください。

### 取組例

- ・喫煙、飲食をする場所として、特定の場所を設置している
- ・収穫、選別・調整・出荷等の作業前には、手洗いを励行している

## 管理基準

以下の点を含んだルールを作成し、実施している

- 喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止する
- 感染症（インフルエンザ等）の人は作業を禁止する
- 作業前には手洗いを励行する
- 作業中はアクセサリー等、装飾具を外す
- 手指の爪は衛生的にする
- 帽子等を着用する
- 清潔な服装をする

### 必須

衛生管理 作業者

- 野菜 5 6 選別・調整・出荷に係る作業者の衛生管理に関するルールを作成し、  
果樹 5 5 実施している

番号 5 5（果樹は 5 4）を参照。

### 必須

衛生管理 設備

- 野菜 5 7 衛生害虫の発生や小動物の侵入に対する対策を実施している  
果樹 5 6

調製・出荷施設、貯蔵施設における適切な内部構造の確保と衛生管理に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

### 取組例

- ・水はけがよく、清掃しやすいようにしている
- ・廃棄物を施設やその周辺に放置していない
- ・作業後に整頓し、清掃している
- ・衛生的な作業が行える明るさの照明を使用している
- ・ねずみや虫等が入らないようにしている 等

## 管理基準

- 衛生害虫の発生源の適切な処置、小動物や鳥類の侵入防止対策をしている

### 必須

### 衛生管理 設備

野菜 58 農産物の調整・出荷・保管施設、器具等を清潔に保っている  
果樹 57

番号57（果樹は56）を参照。

### 管理基準

施設は清掃、器具類は整理整頓している

### 必須

### 衛生管理 設備

野菜 59 出荷調整施設には、手洗い設備やトイレがある  
果樹 58

栽培から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保てるように、手洗い設備やトイレに関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に取組例が示されていますので参照してください。

### 取組例

・出荷調整施設の周辺に、手洗い施設やトイレを整備している

### 管理基準

出荷調整施設の近くに手洗い設備やトイレがあり、衛生的な作業ができるようになっている

### 必須

### 衛生管理 設備

野菜 60 選果・計量・保管場所には、十分な明るさの照明と安全設備がある  
果樹 59

調製・出荷施設、貯蔵施設における適切な内部構造の確保と衛生管理に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

### 取組例

・安全に作業ができる明るさがある  
明るさは、窓、照明などを組み合わせて作業内容に合うように工夫する

- ・照明器具が割れた場合の飛散防止対策をしている  
例えば、カバーの設置や飛散防止型の蛍光灯等

#### 管理基準

- 安全に作業ができる明るさがある
- 天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている

#### 必須

#### 衛生管理 設備

野菜 6 1 貯蔵・予冷库の管理は適切にしている  
果樹 6 0

必要に応じて、有害な微生物が増殖しないよう、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を行いましょう。これらに関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に取組例が示されていますので参照してください。

#### 取組例

- ・庫内の温度は、温度計により常に適切であることを確認している
- ・庫内は整理整頓している  
基本的に、庫内には農産物のみを保管し、それ以外の資材等は保管しない  
保管する場合には、庫内での保管場所を農産物と明確に区分している
- ・庫内を定期的に清掃している
- ・結露した水滴が野菜に触れないようにしている

#### 管理基準

- 庫内の温度は常に確認している
- 庫内は整理整頓している
- 庫内を定期的に清掃している

#### 必須

#### 衛生管理 資材

野菜 6 2 収穫物を運搬する車両やコンテナ、はさみ等の収穫用具は清潔にしている  
果樹 6 1

トラクター等の農機や、収穫・調製・運搬に使用するハサミやナイフ等の農具、収穫容器、資材が野菜の汚染源とならないようにするため、これらの衛生的な保管、取扱、洗浄に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に取組例が示されているので、参照してください。

### 取組例

- ・収穫物を運搬するコンテナ、はさみ等の用具は収穫専用のもので、常に清潔にしている
- ・農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合、事前に荷台等を十分洗浄している
- ・動物ふん等の汚物や堆肥の運搬に使った車両は収穫物の運搬に使わないことが望ましい。やむを得ず収穫物の運搬に使う場合、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接ふれないようにしている
- ・野菜を農薬・肥料と一緒に積んで輸送するときは、必要に応じて、野菜が他の荷物にふれないようにしている

### 管理基準

- 収穫物を運搬するコンテナ、はさみ等の用具は収穫専用のもので、常に清潔にしている
- 農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合、事前に荷台等を十分洗浄している

### 必須

### 衛生管理 資材

- 野菜 6 3 農産物に付着する可能性がある洗剤・潤滑油等は食品用途のものを
- 果樹 6 2 使用している

調製・出荷施設、貯蔵施設における適切な内部構造の確保と衛生管理に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

### 取組例

- ・洗剤等は、慎重にかつ製造業者の指示に従って取扱い、使用し、食品の汚染を避けるために、必要に応じて食品から離して、明らかに区別できる容器に保存している
- ・農産物に接触する可能性がある場合、洗剤・潤滑油は食品用途のもの、またはHACCP対応のものを使用している  
例えば、収穫、運搬、出荷調整等で使用する器具や機械類で使用する洗剤、潤滑油が相当する
- ・調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤が農産物に付着する恐れがある場合は使用しない
- ・家庭用殺虫剤を使用する場合、適切に使用し、その内容を記録している

### 管理基準

- 農産物に接触する可能性がある場合、食品用途のもの、またはHACCP対応のものを使用している

### 必須 推奨

衛生管理 資材

野菜 6 4 家庭用殺虫剤等を衛生害虫対策として使用する場合、適切に使用している  
果樹 6 3

番号 6 3（果樹は 6 2）を参照。

#### 管理基準

- 調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤が農産物に付着する恐れがある場合は使用しない
- 家庭用殺虫剤を使用する場合、適切に使用し、その内容を記録している【推奨】

### 必須

衛生管理 資材

野菜 6 5 包装資材・出荷用段ボールは、適切に保管している  
果樹 6 4

生鮮野菜の包装容器の使用に関し「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

#### 取組例

- ・包装資材は、清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保っている
  - ・包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択している 等
- 例えば、安全性が不明な包装資材を使用する場合には、あらかじめメーカーに確認したり、安全データシート（SDS）を確認する

#### 管理基準

- 農薬・肥料・燃料等による汚染リスクのない場所で保管し、定期的に整理整頓・清掃している
- 包装資材・出荷用段ボールは直接床に置いていない

## 必須

## 農作業安全 リスク評価と対策

野菜 6 6 危険性の高い機械作業、作業環境、危険箇所を把握している  
果樹 6 5

「農作業安全のための指針について」では、農業生産活動における危険作業等の把握を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握している  
機械類の操作、傾斜地作業、高所作業、道路通行、暑熱・寒冷環境、可燃物や薬品類の取扱、危険な生物による害等が該当する
- ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備している
- ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施している
- ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等を実施している
- ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の切除等を実施している
- ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等を実施している
- ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等を実施している
- ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等を実施している
- ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施している
- ・ハチ等の昆虫、へびやくま等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急対策を準備している

### 管理基準

- 危険な作業、場所について検討し、作業の見直し、作業現場の改善等で安全な農作業を行っている

## 必須

## 農作業安全 リスク評価と対策

野菜 6 7 事故防止対策をたて、作業者に周知徹底している  
果樹 6 6

番号66（果樹は65）を参照。

### 管理基準

- 事故を防ぐためのルールを作成し、作業者全員に配布又は掲示している

## 必須

農作業安全 作業安全

野菜 6 8  
果樹 6 7 危険箇所には適切な表示をしている

「農作業安全のための指針について」では、農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等の取組を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・危険箇所の表示板設置等を実施している

### 管理基準

- 危険箇所には表示や掲示をしている

## 必須

農作業安全 作業安全

野菜 6 9 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う  
果樹 6 8 作業の従事者については制限を行っている

「農作業安全のための指針について」では、適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限など就業の条件に関する事項を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限をしている
- ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担に配慮している
- ・未熟な農業者に対する熟練者による指導をしている
- ・準備体操や整理体操を実施している
- ・1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得を行っている
- ・定期的な健康診断を受診している 等

### 管理基準

- 法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている
- 従業員にも必要な免許の取得や講習の受講に努力している
- 次の該当者は、必要に応じて作業内容の制限を行う
  - ・酒気帯び、薬剤服用、病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者
  - ・作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者
  - ・年少者・作業の未熟練者

## 必須

## 農作業安全 出荷調整施設

野菜 70 施設内の通路は円滑に通行できるようにしている  
果樹 69

「農作業安全のための指針について」では、農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等の取組を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・ハウスや倉庫等の屋内では十分な作業スペースを設けている
- ・通路は十分な広さを確保している
- ・通路には障害物や段差、滑りやすいところがなく、平坦である
- ・通行するのに十分な照明を設置している
- ・地域内の危険箇所のマップ作成や標示板設置等を行っている
- ・事故が発生しやすい危険箇所の周知徹底を図り、迂回路の表示や危険箇所の改善を行っている

### 管理基準

- 通路は十分な広さを確保している
- 通路には障害物を置かない
- 通行するのに十分な照明を設置している

## 必須

## 農作業安全 農業機械

野菜 71 農業機械は適切に購入している  
果樹 70

「農作業安全のための指針について」及び「農作業安全対策の推進について」では、機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を確認している
- ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無を確認している
- ・機械等の使用前の、安全装置等の確認を行い、未整備機械は使用禁止としている
- ・機械等において指定された定期交換部品を交換している
- ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫を整備している
- ・保管時には機械等の昇降部を確実に下降させ、鍵の管理を行っている

### 管理基準

- 型式検査合格証票又は安全鑑定証票を確認している
- 中古機械購入時は、安全装備の状態や取扱説明書を確認している

### 必須

農作業安全 農業機械

野菜 7 2 農業機械等は定期的に点検・整備・清掃している  
果樹 7 1

番号 7 1（果樹は 7 0）を参照。

### 管理基準

- 法令で定期点検が定められている機械等は定期的に点検を行っている
- 取扱説明書に従い、使用前に点検している
  - 定期的に整備している
  - 整備記録を残している

### 必須

農作業安全 農業機械

野菜 7 3 農業機械等は適切に使用している  
果樹 7 2

「農作業安全のための指針について」では、機械、装置、器具等の適正な使用を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・ 機械等の取扱説明書の熟読、保管している
- ・ 機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際のエンジン停止、昇降部落下防止装置を固定している
- ・ 乗用型トラクター使用時のシートベルトやバランス・ウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキを連結している
- ・ 歩行型トラクター使用時の後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物を確認している
- ・ 刈払機使用時に部外者の立入を禁止している
- ・ 脚立の固定金具を確実にロックしている 等

### 管理基準

- 機械等の使用前に安全装置等を確認している
- 未整備状態の機械は使用を禁止している
- 取扱説明書の内容を理解している
- 取扱説明書はわかりやすい場所に保管している

### 必須

農作業安全 管理体制

野菜 7 4 農作業に従事する人は、健康管理をしている  
果樹 7 3

番号69（果樹は68）を参照。

### 管理基準

- 毎年、健康診断を受けるなど、十分留意している
- 従業員にも健康診断を受けるよう促している

### 必須

農作業安全 管理体制

野菜 7 5 労働者災害補償保険等に参加している  
果樹 7 4

「農作業安全のための指針について」では、事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

### 取組例

- ・ 死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等へ加入している
- ・ 道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険へ加入している
- ・ 事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険へ加入している 等

### 管理基準

- 常時5人以上の雇用者がいる場合、加入している（5人未満は任意加入）

## 必須 推奨

農作業安全 管理体制

野菜 7 6 緊急事態の備えをしている  
果樹 7 5

番号 7 5（果樹は 7 4）を参照。

### 管理基準

- ほ場の近くには清潔な水があるか、清潔な水を携帯している【推奨】
- 救急箱と緊急連絡先、応急措置等の対処手順書を携帯している
- 農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている
- 火災が発生する恐れのある場所では、消火器を設置している

## 必須 推奨

環境 廃棄物

野菜 7 7 廃棄物等は適切に管理している  
果樹 7 6

栽培施設における適切な内部構造の確保と、衛生管理の実施については、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に取組例が示されています。

また、調製・出荷施設、貯蔵施設における適切な内部構造の確保と衛生管理に関しては、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

### 取組例

- ・ 残さや廃棄物を施設やその周辺に放置しない  
例えば、廃棄物等を専用の容器で保管したり、周囲に散乱しないよう蓋をつける等の対策を行っている
- ・ 水はけがよく、清掃しやすいようにしている
- ・ 作業後に整頓し、清掃している
- ・ ねずみや虫等が入らないようにしている 等

### 管理基準

- 残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管している
- 保管場所は定期的に清掃している【推奨】

**必須**

環境 廃棄物

野菜 7 8 廃プラスチックは適切に処理している  
果樹 7 7

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられており、以下の対応が必要です。

**取組例**

- ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託している

**管理基準**

- 産業廃棄物処理業者に委託して、適切に処理している。あるいは農業協同組合等に処理を委任している
- 回収・処分の記録を保管している

**必須 推奨**

環境 廃棄物

野菜 7 9 使用済みの農業資材は適切に保管している  
果樹 7 8

農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は法令で禁止されています。

**取組例**

- ・資材毎に区分した保管場所を設けている
- ・資材の野焼きや放置、埋立をしていない

**管理基準**

- 資材毎に区分した保管場所を設けている【推奨】
- 資材の野焼きや放置、埋立をしていない

**必須 推奨**

環境 廃棄物

野菜 8 0 廃棄物の削減に努めている  
果樹 7 9

作物残さ（未利用有機物）は、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。作物残さは土づくりか、堆肥資材等に仕向けることが必要です。

### 取組例

- ・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）している
- ・堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向けている等

### 管理基準

- 生産過程で出る廃棄物を削減する努力をしている【推奨】
- リサイクルできる廃棄物はリサイクルしている【推奨】
- 作物残さは、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている

### 必須

### 環境 エネルギー節減

野菜 81 省エネルギー対策に努めている  
果樹 80

作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

### 取組例

- ・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所を補修している  
（機械類や施設の整備不良はエネルギー効率低下の一因となる）
- ・適切な温度管理を実施している
- ・不必要な照明は消灯している
- ・エネルギー効率の良い機種を選択している
- ・バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーを利用している 等

### 管理基準

- 農業機械の清掃、保守点検を励行している
- ハウス内環境の改善（周辺に防風ネットの設置、気密性の向上、保温用被覆資材の設置等）や作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定等を行っている

## 必須

環境 生物多様性

- 野菜 8 2 施設栽培でセイヨウオオマルハナバチを受粉等に使用する場合は、  
果樹 8 1 適切に管理している

特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの飼養にあたっては環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施が法令上義務づけられています。

### 取組例

- ・ハチの飼養に関する環境省の許可を取得している（1回の許可の有効期間は3年間）
- ・栽培施設の全ての開口部をネットで被覆している
- ・栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットで二重被覆している
- ・使用後のハチの確実な殺処分を実施している
- ・栽培施設に許可証を掲示している

### 管理基準

- 飼養に関して環境省の許可を得ている
- 栽培施設から外に逸失しない措置をとっている

## 必須 推奨

環境 生物多様性

- 野菜 8 3 獣害がある場合は、野生獣の特性や発生要因を踏まえた対策を実施  
果樹 8 2 している

鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。

基本指針においては生産段階の取組として、具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

### 取組例

- ・食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組実施 している
  - ・侵入防止柵を設置している
  - ・追い払い活動や追い上げ活動を実施している
- なお、鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守することとしています。

## 管理基準

- 耕作放棄地など、野生獣の隠れ場となる場所は放置せず、草刈りなどの管理を行っている【推奨】
- 野生獣の餌となる収穫物の残さ等は放置していない
- 野生獣を見かけたら、追い払いを行っている【推奨】
- 加害する野生獣に適した侵入防止柵等を設置している【推奨】

## 推奨

環境 環境への影響

野菜 8 4 地球温暖化などの環境影響に関する新たな知見や情報を気にかけている  
果樹 8 3

農業は、本来、自然界における物質循環を利用した環境と調和した産業といえます。しかし、過剰な肥料や農薬等の農業資材を使用したり、非効率な燃料の使い方を続けた場合には、環境負荷の原因となります。農業の生産活動と環境へ影響について理解を深め、適切な資材の使い方やエネルギー使用を心がけましょう。

## 取組例

農業における環境負荷について以下のことの理解を深めている。

- ・ 過剰な肥料施用により水質が汚染されること
- ・ 園芸施設・農業機械の燃料使用により二酸化炭素（温室効果ガス）が排出されること
- ・ 不適切な農薬使用により周辺環境へ影響がでること

## 管理基準

- 自らの農業活動と環境との関係を把握している【推奨】

## 必須 推奨

環境 景観

野菜 8 5 農地保全上や農作業実施時に周辺地域の景観等への配慮を行っている  
果樹 8 4

都市における農地には、まちの中の貴重な緑の空間として潤いと安らぎを与える景観をつくる機能があります。しかし、一方では、農地から周辺の住宅や道路へ土ぼこりが飛散したり、雨水、土砂が流出したりする場合には近隣の生活環境に悪影響を与えることもあります。また、農業機械や農業資材の管理状況によっては周辺住民に対して思わぬ危険を及ぼしてしまう可能性があります。

### 取組例

- ・作業時には、他の作業者や周辺にいる人に与える危険性を考慮に入れ、安全性が十分確保されているかどうか注意を払っている
- ・子供が周辺にいる場合には、稼働中の機械に近づかないように事前に注意している
- ・農業機械作業に起因する騒音、振動、粉塵、悪臭、薬剤の飛散等により、周辺の住民や環境に影響が生じることがないように、作業機械の機種を選定や気象条件等を十分考慮する等の必要な措置を講じている

### 管理基準

- 周辺の住宅、道路への土砂や雨水、排水の流出防止対策を行っている
- 農地周辺の生垣や花の植栽など、景観保全を行っている【推奨】
- 農作業時の騒音、土ぼこりを出さないよう配慮している

#### 必須

#### 環境 近隣住民への配慮

- 野菜 86 農作業を行う上で、周辺住民への安全確保に注意している  
果樹 85

番号85（果樹は84）を参照。

### 管理基準

子どもたちや近隣住民の事故がないよう以下のように安全に配慮している

- 農業機械・器具を適切に管理している
- 使用済みの農業資材、壊れた金網・有刺鉄線などを放置しない
- 安全管理上に必要な掲示を行っている

#### 推奨

#### 農業の多面的機能 交流、食育

- 野菜 87 地域住民の農業への理解促進や教育への貢献を心掛けている  
果樹 86

都市農業は農産物の供給だけでなく、良好な景観の形成、防災機能、教育、文化の継承など様々な機能を持っています。これを農業・農地のもつ多面的機能とといいます。

### 取組例

- ・地域住民との交流に努めている。体験農園を開設している
- ・地産地消を行っている

- ・学校給食への農産物提供や、学校農園への援助、体験授業の受け入れを行っている
- ・地域の商工業や観光業などの地場産業と連携して、地域の活性化に寄与している
- ・農業にまつわる地域行事などに参加するなど、歴史や文化の継承に寄与している

#### 管理基準

以下のいずれかの事項に取り組んでいる

- 地域住民との交流に努めている。【推奨】
- 地産地消を行っている【推奨】
- 学校給食への農産物提供や、学校農園への援助、体験授業の受け入れを行っている。体験農園を開設している【推奨】

#### 推奨

#### 農業の多面的機能 防災機能

野菜 8 8  
果樹 8 7  
災害時に農地を避難場所使用することや井戸水提供を行う意思がある

都市における農地は貴重なオープンスペースであり、防災の観点から役割が期待されています。防災協力農地は、災害時の避難空間等として利用される防災協力のための農地や災害時に生鮮食料品の優先供給などを行う災害協力のための農地です。

防災兼用井戸は、通常時は農業用水として作物栽培に利用されますが、災害時には近隣住民の生活用水として利用することができる井戸をいいます。

#### 取組例

- ・災害発生時に、農地を避難場所に提供する意思がある
- ・井戸がある場合は、井戸水の利用を地域住民に開放する意思がある
- ・災害発生時の農地への避難や井戸水利用の対应手順書を作っている
- ・地域の防災協力農地や防災兼用井戸の制度を理解している
- ・区市町村との間で、防災協力農地・防災兼用井戸の登録・協定締結を行っている

#### 管理基準

- 災害発生時に、農地を避難場所に提供する意思がある【推奨】
- 井戸がある場合は、井戸水の利用を地域住民に開放する意思がある【推奨】

## 《参考資料》

- 東京都GAP（野菜）「チェックシート」
- 東京都GAP（果樹）「チェックシート」
- チェックシート記入例

# 東京都GAP(野菜)「チェックシート」

東京都GAP(野菜)			重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準				
農業経営	経営理念	1 「食べ物(安全な食料)を生産している」という基本的な姿勢を持っている	①農場の理念を定めている ②理念を実現するための行動指針を定めている	必須		都
		2 農場の管理体制ができています	①農場責任者(経営者)、栽培責任者(農作業、安全・保守点検)、資材責任者(資材、農薬、肥料、燃料等管理)、品質管理責任者(出荷管理、クレーム対応等)を配置している ②各責任者は、役割について理解している	必須		都
	知的財産	3 新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている	権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等を行っている	必須		41
	生産工程管理	4 ほ場管理台帳を整備し、保存している	ほ場の所在地と面積、栽培施設、灌漑施設等を記載した台帳および図面を作成し、保存している	必須		43
		5 栽培と出荷の計画を立てている	栽培開始前に計画を立てている	必須		48
		6 適正管理規程に基づき、自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている	①点検項目を策定し、農作業等の内容を記録、保存している ②1年に1回以上の自己点検・内部点検を行い、改善に向けた取組をしている	必須		48
	収穫・出荷の記録	7 収穫の記録を付け、保存している	①ほ場毎に品目、収穫日、収穫量を記録している ②記録は1～3年間保管している (保存期間は取り扱う流通実態に応じて設定)	必須		48
		8 出荷の記録を付け、保存している	①ほ場毎に品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録している ②記録は1～3年間保管している	必須		49
	リスク評価と対策	9 ほ場(ハウス)のリスク評価をしている	土地の使用履歴、土壌の性質、土の有害物質汚染、水質、水量の確保について、リスク評価を行っている	必須		1
		10 ほ場周辺の環境を確認している	ほ場内に周辺の環境から、危険要因(微生物、化学的、物理的)の流入等がないかどうか、検討している	必須		1

東京都GAP(野菜)				重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号	
「管理点と管理基準」		管理基準						
小区分	管理点							
ほ 場	11	ほ場や施設内は清潔にしている	①植物残さは放置することなく、適切に処理している	必須			18	
	衛生	12	栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている	②ほ場やほ場周辺に廃棄物を放置していない	必須			1
		13	ほ場周辺や施設には、手洗い設備やトイレがある	③ネットの設置や壊れた部分は修理している	必須			12
		14	用水の水源を確認している	④ほ場や施設の近くに使用できる手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や施設、水溜を汚さないようになっている	必須			10
	水質			①水源の由来を把握している	必須			6
				②使用水源が周辺の環境から判断して危険要因(汚染物質等)に汚染される可能性がある場合、水質分析(化学性)を行い、問題点を明らかにしている	必須			6
				③水源に農作物に危害を及ぼす要因がある病原性微生物が含まれないか把握に努めている	必須			6
				④問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によって水源を変えるなどの対策をしている	必須			6
	15	養液栽培システムで使用する水の危険要因を検討している	①水源によっては水質検査を行い、必要な場合には改善対策をたてている	必須			8	
	土 づく り	有機質資 材	有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる	②主として生食用の葉物野菜の水耕栽培システムでは、病原性微生物の汚染防止対策をたてている	必須			8
				③養液タンクに、病原性微生物の汚染や異物の混入を防止する対策をたてている	必須			8
④廃液は適切に処理している				必須			8	
①郵農作物施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培などを行っている				必須			25	
16	生	②堆肥を施用する場合は、完熟堆肥を使用している	必須			25		
17	の	病原性微生物による汚染の恐れが高いため、施用していない	必須			7		
土 づく り	有機質資 材	堆肥を使用する場合、その由来を確認している	①購入先等に原材料・製造工程・発酵状態・成分などを確認し、病原性微生物による汚染の恐れが低いことを確認している	必須			7関連	
			②外来雑草種子の混入のおそれがないことを確認している	必須			24	
			③重金属のおそれがないことを確認している	推奨			7関連	
18	降	④放射性質のおそれがないことを確認している	推奨			7関連		
19	雨	防風ネットや被覆作物の栽培、養生帯の設置などをしている	必須			26		
19	や							
20	強							
21	風							
22	による							
23	土							
24	壌							
25	が							
26	浸							
27	食							
28	される							
29	恐れ							
30	がある							
31	場合は							
32	、							
33	対策							
34	を実施							
35	している							

		東京都GAP(野菜)							
		「管理点と管理基準」							
	小区分	管理点	管理基準		重要度	評価 (○、×、—)		具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
種 苗 管 理	種 苗 管 理	20 品種登録制度を守っている	許諾の必要な品種の種苗については、許諾を得て栽培している		必須				42
		21 遺伝子組み換え作物の栽培は当面行わず、栽培する場合は、法律や都の指針を遵守した上で行う	遺伝子組み換え作物を栽培する場合、法律及び都の指針を遵守している		推奨				都
	記録	22 種苗の品質を確認し、種苗に対する農薬の使用を記録している	品種名、ロット番号、販売者、購入年月日、購入までの使用農薬の成分と使用回数を記録している		必須				42
総 合 的 病 害 虫 管 理	記録	23 病害虫の発生状況を理解している	発生予察情報等の活用や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握し、適期防除をしている		必須				19
		24 総合防除(IPM)を考慮した防除を行っている	①耕種的防除、物理的防除、生物的防除などを活用し、化学農薬散布を減らす工夫をしている ②ほ場や施設の周辺では、病害虫の発生源となる雑草の除去を行っている		必須				20
		25 連作障害について、考慮している	作物毎に土壌病害虫の発生抑制等を考慮し、栽培計画に輪作体系を組み込むなど連作障害対策に取り組んでいる		推奨				
使 用 基 準	連作障害 対策	26 使用する農薬及びその使用基準等について把握している	品目ごとに使用する農薬のリストを作成している		推奨				2関連
		27 登録農薬及び特定農薬だけを使用している	農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をもつた資材を使用していない		必須				2
		28 農薬はラベルに表示されている事項を確認し、それに従って使用している	①対象の作物、病害虫、雑草を確認している ②希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を確認している ③ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容を確認している ④農薬は有効期限や登録の有無を確認して、使用している		必須				
調 整	使用基準	29 散布液は適切に調製している	①農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製(希釈)している ②調製時には、必要な保護具を着用している ③薬液を正確に計量できる器具を使用している		必須				4
		30 散布面積に対して、必要な量を調製し、散布している	必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る		必須				17
					必須				17、35

東京都GAP(野菜)			重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準				
散布機	31 農薬散布前に、機器の点検をしている	使用前に点検を行っている。特にホースの接続部分等の不良により薬液が噴出しないか確認している	必須			3
	32 散布後は、機器の洗浄をしている	①洗浄は生産ほ場及び収穫物と離れた場所で行っている ②使用後は散布機を洗浄している	必須			3
作業安全	33 農薬散布後は一定期間、ほ場内に立ち入らないようにしている	①除草等の作業は農薬散布前に行い、散布直後は立ち入らないようにしている ②ハウス等施設内でくん煙等の処理を行う場合、作業中(後)の立入を禁止する掲示や注意喚起をしている	必須			34
	34 防除衣・防護具は適切に着用している	農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している	必須			35
周辺環境	35 防除衣・防護具は作業ごとに洗浄し、適切に保管している	①着用後、洗浄している ②農薬や農産物と離れており、換気の良い場所で保管している	必須			35関連
	36 周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からのドリフト対策を実施している	①周辺の生産者とコミュニケーションをとり、お互いに散布時期等に注意している ②危険性がある場合、遮蔽するなどの対策を実施している	推奨			35関連
周辺環境	37 周辺ほ場へのドリフト対策を実施している	①周辺の生産者とコミュニケーションをとり、お互いに散布時期等に注意している ②危険性がある場合、遮蔽するなどの対策を実施している	必須			5
	38 住宅地等に近接するほ場では、散布時には周辺住民に配慮している	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している ②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している	必須			5
農薬	39 土壌くん養剤等の農薬を使用する時は揮散を防止する対策を実施している	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している ②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している	必須			21
		①夏期に使用するとき、土壌水分が十分にあり、地温が低い条件で処理する ②揮散を防ぐためにポリフィルム等で被覆している	必須			21
			必須			22
			必須			22

		東京都GAP(野菜)		重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
		管理点	管理基準				
小区分							
保管	40 農薬は適切に保管している		①農薬は保管庫で、鍵をかけて保管している	必須			39
			②農薬は冷蔵、乾燥した場所で保管している	必須			39
			③毒劇物を保管している場合、適切な表示をしている	必須			39
			④保管庫の鍵は、管理担当者によって管理している	必須			39
			⑤作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬等(除草剤やほ場以外に眠って使用ができるもの)を分けて保管し、誤用を回避している	必須			39
			⑥農薬は、購入時の容器で保管している	必須			39
			⑦農薬は農産物と接触しない場所で保管している	必須			39
			⑧毒劇物に該当する農薬はトレー等の中で保管している	必須			39
			⑨農薬がこぼれた時の対策として、専用のちりとり、砂、ほうき等を保管場所に備え付けている	必須			39
			⑩保管庫には農薬及び農薬散布やこぼれた時の対策に使用するもの以外は置いていない	必須			39
農薬物	41 農薬の空容器は適切に保管し、適切に処分している		農薬の空容器の保管は以下のことを守っている ①空容器の処理と保管はラベルの指示に従う	必須			27
			②容器内に農薬が残っていない	必須			27
			③人間、動物、農産物や梱包剤と接触しないように安全に保管、処分する	必須			27
			④農薬の空容器は地域の行政の指導に従って処分している	必須			27
			⑤使用場所(ま場の名称等)	必須			44
記録	42 使用した農薬は記録し、出荷後にその記録を公開することができる		②対象作物	必須			44
			③使用日	必須			44
			④農薬名	必須			44
			⑤希釈倍数	必須			44
			⑥使用量	必須			44
			⑦購入苗の場合、添付されている生産履歴の保存	必須			44
			⑧使用記録は1～3年間保存	必須			44
			⑨年1回程度、残留農薬分析を行っている	推奨			都
			⑩分析結果を保管し、求めに応じて開示できるようにしている	推奨			都
			⑪農薬残留基準を理解している	推奨			都
	⑫基準値を超えた場合の回収方法についてマニュアル等を作成している	推奨			都		
43	適切なサンプリングにより、認定機関等で定期的に残留農薬の分析を行っている						
44	残留農薬基準を把握しており、基準値を超えた場合の対策措置がある						

東京都GAP(野菜)			重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準				
肥料	使用基準	45	定期的に土壌診断を実施した上で、適切な肥料の種類、施用量を決定している	必須		23
		46	施肥は、肥料等の成分を把握した上で行っている	必須		23
		47	肥料等に関する最新の情報または適正利用についての情報を収集している	推奨		23(関連)
	保管	48	肥料等は適切に保管している	必須		39(関連)
		49	使用した肥料等は記録している	推奨		39(関連)
農薬・肥料	記録	50	農薬、肥料等の在庫管理をしている	必須		45
		51	燃料は適切に保管している	必須		45
		52	生産資材の納品書は保存している	必須		45
		53	収穫・運搬・調整・選別など、各作業工程毎に汚染や異物混入のリスク評価をしている	必須		45
		54	収穫・運搬・調整・選別・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危害要因(微生物、化学的、物理的)のリスク評価(微生物の例:運搬中、農産物を置く場所は一時的であれ、地面に直接置くと微生物汚染のリスクがある)を実施し、その内容を記録している	必須		45
燃料・農業資材	在庫管理	55	農薬、肥料等の在庫管理をしている	必須		39
		56	燃料は適切に保管している	必須		39
		57	生産資材の納品書は保存している	必須		46
		58	収穫・運搬・調整・選別など、各作業工程毎に汚染や異物混入のリスク評価をしている	必須		16
		59	収穫・運搬・調整・選別・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危害要因(微生物、化学的、物理的)のリスク評価(微生物の例:運搬中、農産物を置く場所は一時的であれ、地面に直接置くと微生物汚染のリスクがある)を実施し、その内容を記録している	必須		16

		東京都GAP(野菜)		重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準					
水質	54	収穫後の農産物は適切な水で洗浄している	水道水以外の水源を利用している場合は、水質検査を定期的に行い、軟用に 適していることを確認している 以下の点を含んだルールを作成し、実施している ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止する ②感染症(インフルエンザ等)の人は作業を禁止する ③手指に傷等がある場合、適切な処置をする	必須			6
	55	収穫に係る作業者の衛生管理に関するルール を作成し、実施している	④作業前には手洗いを励行する ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外す ⑥手指の爪は衛生的にする ⑦帽子等を着用する ⑧清潔な服装をする 以下の点を含んだルールを作成し、実施している ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止する ②感染症(インフルエンザ等)の人は作業を禁止する ③手指に傷等がある場合、適切な処置をする ④作業前には手洗いを励行する ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外す ⑥手指の爪は衛生的にする ⑦帽子等を着用する ⑧清潔な服装をする	必須			9、 16 9、 16 9、 16
作業者	56	選別・調整・出荷に係る作業者の衛生管理に関 するルールを作成し、実施している	⑨清潔な服装をする 衛生害虫の発生源の適切な処置、小動物や鳥類の侵入防止対策をしている 施設は清掃、器具類は整理整頓している	必須			9
	57	衛生害虫の発生や小動物の侵入に対する対策 を実施している	⑩安全に作業ができる明るさがある ⑪天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている ⑫庫内の温度は常に確認している ⑬庫内は整理整頓している ⑭庫内を定期的に清掃している	必須			9
設備	58	農産物の調整・出荷・保管施設、器具等を清潔 に保っている	①安全に作業ができる明るさがある ②天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている ③庫内の温度は常に確認している ④庫内は整理整頓している ⑤庫内を定期的に清掃している	必須			13
	59	出荷調整施設には、手洗い設備やトイレがある	①安全に作業ができる明るさがある ②天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている ③庫内の温度は常に確認している ④庫内は整理整頓している ⑤庫内を定期的に清掃している	必須			13
60	選果・計量・保管場所には、十分な明るさの照 明と安全設備がある	①安全に作業ができる明るさがある ②天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている ③庫内の温度は常に確認している ④庫内は整理整頓している ⑤庫内を定期的に清掃している	必須				10
61	貯蔵・予冷庫の管理は適切にしている	①安全に作業ができる明るさがある ②天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている ③庫内の温度は常に確認している ④庫内は整理整頓している ⑤庫内を定期的に清掃している	必須				13
				必須			15
				必須			15
				必須			15

衛生管理

東京都GAP(野菜)				重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号		
「管理点と管理基準」		管理基準	管理点						
小区分	62	収穫物を運搬するコンテナ、はさみ等の収穫用具は清潔にしている	①収穫物を運搬するコンテナ、はさみ等の用具は収穫専用のものを使い、常に清潔にしている	必須			11		
		63	農産物に付着する可能性がある洗剤・潤滑油等は食品用途のものを使用している	②農薬や肥料等を運搬する車で、収穫物を運搬する場合、事前に荷台等を十分洗浄している	必須			11	
			64	家庭用殺虫剤等を衛生害虫対策として使用する場合、適切に使用している	農産物に接触する可能性がある場合、食品用途のもの、またはHACCP対応のものを使用している	必須			13
		資材	64	家庭用殺虫剤等を衛生害虫対策として使用する場合、適切に使用している	①調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤が農産物に付着する恐れがある場合は使用しない	必須			13関連
				65	包装資材・出荷用段ボールは、適切に保管している	②家庭用殺虫剤を使用する場合、適切に使用し、その内容を記録している	推奨		
			リスク評価 と対策		66	危険性の高い機械作業、作業環境、危険箇所を把握している	①農薬・肥料・燃料等による汚染リスクのない場所で保管し、定期的に整理整頓・清掃している	必須	
		67		事故防止対策をたて、作業者に周知徹底している		②包装資材・出荷用段ボールは直接床に置いていない	必須		
作業安全	68	危険箇所には適切な表示をしている	危険な作業、場所について検討し、作業の見直し、作業現場の改善等で安全な農作業を行っている	必須			33		
			69	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者については制限を行っている	必須			33	
	69	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者については制限を行っている	①法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている	必須			36		
			②従業員にも必要な免許の取得や講習の受講に努力している	必須			34		
出荷調整 施設	70	施設内の通路は円滑に通行できるようにしている	③次の該当者は、必要に応じて作業内容の制限を行う ・酒気帯び、薬剤服用、病気、負傷、通分等により、正常な作業が困難な者・作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者・年少者・作業の未熟練者	必須			34		
			①通路は十分な広さを確保している	必須			36		
			②通路には障害物を置かない	必須			36		
			③通行するのに十分な照明を設置している	必須			36		

		東京都GAP(野菜)		重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 〔評価〕に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
		管理点	管理基準				
農 作 業 安 全	小区分	71 農業機械は適切に購入している	①型式検査合格証票又は安全鑑定証票を確認している	必須			37
			②中古機械購入時は、安全装備の状態や取扱説明書を確認している 法令で定期点検が定められている機械等は定期的に点検を行っている ①取扱説明書に従い、使用前に点検している	必須		37	
	72 農業機械等は定期的な点検・整備・清掃している	②定期的に整備している	必須		37		
		③整備記録を残している	必須		37		
	73 農業機械等は適切に使用している	①機械等の使用前に安全装置等を確認している	必須		38		
		②未整備状態の機械は使用を禁止している ③取扱説明書の内容を理解している ④取扱説明書はわかりやすい場所に保管している	必須		38		
74 農作業に従事する人は、健康管理をしている	①毎年、健康診断を受けるなど、十分留意している ②従業員にも健康診断を受けるよう促している	必須		34			
75 労働者災害補償保険等に加入している	①ほ場の近くには清潔な水があるか、清潔な水を携帯している ②救急箱と緊急連絡先、応急措置等の対処手順書を携帯している ③農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている ④火災が発生する恐れのある場所では、消火器を設置している	必須		40			
	76 緊急事態の備えをしている	推奨		40関連			
管理体制				必須			40関連

		東京都GAP(野菜)							
		「管理点と管理基準」							
小区分	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号			
環境	77	廃棄物等は適切に管理している	①残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管している ②保管場所は定期的に清掃している	必須		12関連、 13			
		78	廃プラスチックは適切に処理している	①産業廃棄物処理業者に委託して、適切に処理している。あるいは農業協同組合等に処理を委託している ②回収・処分の記録を保管している	推奨		12関連		
	79	使用済みの農業資材は適切に保管している	①資材毎に区分した保管場所を設けている ②資材の野焼きや放置、埋立をしていない	必須			27		
		80	廃棄物の削減に努めている	①生産過程で出る廃棄物を削減する努力をしている ②リサイクルできる廃棄物はリサイクルしている	必須		27		
	エネルギー削減	81	省エネルギー対策に努めている	③植物残さは、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている ④飼料残さは、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている ①農業機械の清掃、保守点検を励行している ②ハウス内環境の改善(周辺に防風ネットの設置、気密性の向上、保温用被覆資材の設置等)や作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定等を行っている	推奨		28関連		
			82	施設栽培でセイヨウオオマルハナバチを受粉等に使用する場合は、適切に管理している	①飼養に関して環境省の許可を得ている ②栽培施設から外に逸失しない措置をとっている	必須		28関連	
	生物多様性	83	施設栽培でセイヨウオオマルハナバチを受粉等に使用する場合は、適切に管理している	①耕作放棄地など、野生獣の隠れ場となる場所は放置せず、草刈りなどの管理を行っている ②野生獣の餌となる収作物の残査等は放置していない ③野生獣を見かけたら、追い払いを行っている ④加害する野生獣に適した侵入防止柵等を設置している	必須		29関連		
			83	被害がある場合は、野生獣の特性や発生要因を踏まえた対策を実施している	必須			29関連	
							30		
							30		
						31			
						31			
						32関連			
						32関連			
						32関連			
						32関連			

		東京都GAP(野菜)		重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
		管理点	管理基準				
小区分	環境への影響	「管理点と管理基準」					
景観	地球温暖化などの環境影響に関する新たな知見や情報を気にかけている		自らの農業活動と環境との関係を把握している	推奨			都
	85 農地保全上や農作業実施時に周辺地域の景観等への配慮を行っている		①周辺の住宅、道路への土砂や雨水、排水の流出防止対策を行っている ②農地周辺の生垣や花の植栽など、景観保全を行っている	必須			都
近隣住民への配慮	農作業を行う上で、周辺住民への安全確保に注意している		③農作業時の騒音、土ほこりを出さないよう配慮している 子どもたちや近隣住民の事故がないよう以下のように安全に配慮している ①農業機械・器具を適切に管理している ②使用済みの農業資材、壊れた金網・有刺鉄線などを放置しない ③安全管理上に必要な掲示を行っている	必須			都
	86		以下いずれかの事項に取り組んでいる ①地域住民との交流に努めている ②地産地消を行っている	推奨			都
農業の多面的機能	地域住民の農業への理解促進や教育への貢献を心掛けている		③学校給食への農産物提供や、学校農園への援助、体験授業の受け入れを行っている。体験農園を開設している	推奨			都
	87		①災害発生時に、農地を避難場所に提供する意思がある ②井戸がある場合は、井戸水の利用を地域住民に開放する意思がある	推奨			都
防災機能	災害時に農地を避難場所使用することや井戸水提供を行う意思がある			推奨			都
	88			推奨			都



# 東京都GAP(果樹)「チェックシート」

東京都GAP(果樹)			重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準				
農業経営	経営理念	1 「食べ物」(安全な食料)を生産しているという基本的な姿勢を持っている	①農場の理念を定めている	必須		都
		2 農場の管理体制ができています	②理念を実現するための行動指針を定めている	推奨		都
	知的財産	3 新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている	①農場責任者(経営主)、栽培責任者(農作業・安全・保守点検)、資材責任者(資材、農薬、肥料、燃料等管理)、品質管理責任者(出荷管理、クレーム対応等)を配置している	必須		49
		4 ほ場管理台帳を整備し、保存している	②各責任者は、役割について理解している	必須		49
	生産工程管理	5 栽培と出荷の計画を立てている	権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている	必須		42
		6 適正管理規程に基づき、自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている	ほ場の所在地と面積、栽培施設、灌水施設等を記載した台帳および図面を作成し、保存している	必須		44
		7 収穫の記録を付け、保存している	栽培開始前に計画を立てている	必須		49
	収穫・出荷の記録	8 出荷の記録を付け、保存している	①点検項目を策定し、農作業等の内容を記録、保存している	必須		49
		9 ほ場(ハウス)のリスク評価をしている	②1年に1回以上の自己点検・内部点検を行い、改善に向けた取組をしている	必須		49
	リスク評価と対策	10 ほ場周辺の環境を確認している	①ほ場毎に品目、収穫日、収穫量を記録している	必須		49
		11 ほ場や施設内は清潔にしている	②記録は1～3年間保管している (保存期間は取り扱う流通実態に応じて設定)	必須		50
	衛生	12 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている	①ほ場毎に品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録している	必須		48
13 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている		②記録は1～3年間保管している	必須		50	
14 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている		土地の使用履歴、土壌の性質、土の有害物質汚染、水質、水量の確保について、リスク評価を行っている	必須		1	
衛生	15 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている	ほ場内に周辺の環境から、危険要因(微生物、化学的、物理的)の流入等がないかどうか、検討している	必須		1	
	16 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている	①植物残さは放置することなく、適切に処理している	必須		19	
衛生	17 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている	②ほ場やほ場周辺に廃棄物を放置していない	必須		1	
	18 栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようになっている	ネットの設置や壊れた部分は修理している	必須		12	

東京都GAP(果樹)		管理点と管理基準		重要度	評価 (○, ×, —)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準					
ほ場	13 ほ場周辺や施設には、手洗い設備やトイレがある	ほ場や施設の近くには手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や施設、水踏を汚さないようになっている		必須			10
	14 用水の水源を確認している	①水源の由来を把握している		必須			6
		②使用水源が周辺の環境から判断して危険要因(汚染物質等)に汚染される可能性がある場合、水質分析(化学性)を行い、問題点を明らかにしている		必須			6
水質	15 養液栽培システムで使用する水の危険要因を検討している	③水源に農作物に危害を及ぼす要因がある病原性微生物が含まれないか把握に努めている		必須			6
		④問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によって水源を変えるなどの対策をしている		必須			6
		①水源によっては水質検査を行い、必要な場合には改善対策をたてている		必須			8
		②主として生食用の葉野菜の水耕栽培システムでは、病原性微生物の汚染防止対策をたてている		必須			8
土づくり	16 有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる	③養液タンクに、病原性微生物の汚染や異物の混入を防止する対策をたてている		必須			8
		④廃液は適切に処理している		必須			8
		①都農作物施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培などを行っている		必須			26
		②堆肥を施用する場合は、完熟堆肥を使用している		必須			26
有機質資材	17 生の家畜ふん尿等を、肥料として使用していない	病原性微生物による汚染の恐れが高いため、施用していない		必須			7
		①購入先等に原材料、製造工程・発酵状態・成分などを確認し、病原性微生物による汚染の恐れが低いことを確認している		必須			7
		②外来雑草種子の混入のおそれがないことを確認している		必須			25
		③重金属のおそれがないことを確認している		推奨			7
土壌流亡	18 堆肥を使用する場合、その由来を確認している	④放射性物質のおそれがないことを確認している		推奨			7
		防風ネットや被覆作物の栽培、雑生帯の設置などをしている		必須			27
種苗管理	20 品種登録制度を守っている	許諾の必要な品種の種苗については、許諾を得て栽培している		必須			43
	21 遺伝子組み換え作物の栽培は当面行わず、栽培する場合は、法律や都の指針を遵守した上で行う	遺伝子組み換え作物を栽培する場合、法律及び都の指針を遵守している		推奨			都

東京都GAP(果樹)		管理基準		重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準					
総合的 病害虫管理	化学農薬 を減らす工 夫	22	病害虫の発生状況を理解している	発生予察情報等の活用や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握し通期防除をしている	必須		20
		23	総合防除(IPM)を考慮した防除を行っている	①耕種的防除、物理的防除、生物的防除などを活用し、化学農薬散布を減らす工夫をしている ②ほ場や施設の周辺では、病害虫の発生源となる雑草の除去を行っている	必須		21
		24	使用する農薬及びその使用基準等について把握している	品目ごとに使用する農薬のリストを作成している	推奨		
使用基準		25	登録農薬及び特定農薬だけを使用している	農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材を使用していない	必須		2
		26	農薬はラベルに表示されている事項を確認し、それに従い使用している	①対象の作物、病害虫、雑草を確認している ②希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を確認している ③ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容を確認している ④農薬は有効期限や登録の有無を確認して、使用している	必須		4
		27	散布液は適切に調製している	①農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製(希釈)している ②調製時には、必要な保護具を着用している ③薬液を正確に計量できる器具を使用している ④必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る	必須		18、36
		28	散布面積に対して、必要な量を調製し、散布している	③薬液を正確に計量できる器具を使用している ④必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る	必須		18
散布機		29	農薬散布前に、機器の点検をしている	使用前に点検を行っている。特にホースの接続部分等の不良により薬液が噴出しにくいを確認している	必須		3
		30	散布後は、機器の洗浄をしている	①洗浄は生産ほ場及び収穫物と離れた場所で行っている ②使用後は散布機を洗浄している	必須		3

		東京都GAP(果樹)		重要度	評価 (O, X, -)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
		管理点	管理基準				
小区分		「管理点と管理基準」					
作業安全	31	農薬散布後は一定期間、ほ場内に立ち入らないようしている	除草等の作業は農薬散布前に行い、散布直後は立ち入らないようになっている	必須			35
	32	防除衣・防護具は適切に着用している	農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している	必須			36
	33	防除衣・防護具は作業ごとに洗浄し、適切に保管している	①着用後、洗浄している ②農薬や農産物と離れており、換気の良い場所で保管している	必須			36関連
	34	周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からのドリフト対策を実施している	①周辺の生産者とコミュニケーションをとり、お互いに散布時期等に注意している ②危険性がある場合、遮蔽するなどの対策を実施している	必須			5
	35	周辺ほ場へのドリフト対策を実施している	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している ②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している	必須			5
	36	住宅地等に近接するほ場では、散布時には周辺住民に配慮している	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している ②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している	必須			22
	37	土壌くん蒸剤等の農薬を使用する時は揮散を防止する対策を実施している	①夏期に使用するとき、土壌水分が十分にあり、気温が低い条件で処理する ②揮散を防ぐためにポリフィルム等で被覆している	必須			23
			①農薬は保管庫で、鍵をかけて保管している ②農薬は冷蔵、乾燥した場所で保管している ③毒劇物を保管している場合、適切な表示をしている ④保管庫の鍵は、管理担当者によって管理している ⑤作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬等(除草剤やほ場以外に使う使用ができるもの)を分けて保管し、誤用を回避している ⑥農薬は、購入時の容器で保管している ⑦農薬は農産物と接触しない場所で保管している ⑧毒劇物に該当する農薬はトレー等の中で保管している ⑨農薬がこぼれた時の対策として、専用のちりとり、砂、ほうき等を保管場所に備え付けている ⑩保管庫には農薬及び農薬散布やこぼれた時の対策に使用するもの以外は置いていない	必須			40
				必須			40
				必須			40
周辺環境				必須			40
				必須			40
農薬				必須			40
				必須			40
保管				必須			40
				必須			40

東京都GAP(果樹)		管理点と管理基準		重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号		
小区分	管理点	管理基準							
廃棄物	39 農薬の空容器は適切に保管し、適切に処分している	農薬の空容器の保管は以下のことを守っている ①空容器の処理と保管はラベルの指示に従う	②容器内に農薬が残っていない	必須			28		
		③人間、動物、農産物や梱包剤と接触しないように安全に保管、処分する		必須			28		
		④農薬の空容器は地域の行政の指導に従って処分している		必須			28		
		記録	40 使用した農薬は記録し、出荷後にその記録を公開することができる	①使用場所(ほ場の名称等)		必須			45
				②対象作物		必須			45
				③使用日		必須			45
				④農薬名		必須			45
				⑤希釈倍数		必須			45
				⑥使用量		必須			45
		肥料	41 適切なサンプリングにより、認定機関等で定期的に残留農薬の分析を行っている	⑦購入苗の場合、添付されている生産履歴の保存		必須			45
⑧使用記録は1～3年間保存				必須			45		
①年1回程度、残留農薬分析を行っている				推奨			都		
②分析結果を保管し、求めに応じて開示できるようにしている				推奨			都		
肥料	42 残留農薬基準を把握しており、基準値を超えた場合の対策措置がある	①農薬残留基準を理解している		推奨			都		
		②基準値を超えた場合の回収方法についてマニュアル等を作成している		推奨			都		
		①土壌診断の結果により施肥量を決めている		必須			24		
		②有効性肥料や肥効調節型肥料の利用、局所施肥等により施肥量の削減をしている		必須			24		
肥料	43 定期的に土壌診断を実施した上で、適切な肥料の種類、施肥量を決めている	③追肥は作物の生育に合わせて行っている		必須			24		
		①都の慣行使用基準及び農作物施肥基準を参考に、適正量を施用している		必須			24		
		②堆肥由来の成分を考慮し、基肥量を決めている		必須			24		
		①指導機関等への問い合わせや普及センターが実施する講習会で情報収集している		推奨			24関連		
肥料	45 肥料等に関する最新の情報または適正利用についての情報を収集している	②特に新規資材については、関係機関の指導を受けるなどしている		推奨			24関連		



東京都GAP(果樹)		ガイドライン			
「管理点と管理基準」		重要性度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	対応番号
管理点	管理基準				
作業者	55	選別・調整・出荷に係る作業者の衛生管理に関するルールを作成し、実施している	①以下の点を含んだルールを作成し、実施している ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止する ②感染症(インフルエンザ等)の人は作業を禁止する ③手指に傷等がある場合、適切な処置をする ④作業前には手洗いを励行する ⑤作業中はアクセサリー等、装飾具を外す ⑥手指の爪は衛生的にする ⑦帽子等を着用する ⑧清潔な服装をする	必須	9
	56	衛生害虫の発生や小動物の侵入に対する対策を実施している	衛生害虫の発生源の適切な処置、小動物や鳥類の侵入防止対策をしている	必須	9
	57	農産物の調整・出荷・保管施設、器具等を清潔に保っている	施設は清掃、器具類は整理整頓している	必須	13
	58	出荷調整施設には、手洗い設備やトイレがある	出荷調整施設の近くに手洗い設備やトイレがあり、衛生的な作業ができるようになっている	必須	10
	59	選果・計量・保管場所には、十分な明るさの照明と安全設備がある	①安全に作業ができる明るさがある ②天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている	必須	13
	60	貯蔵・予冷库の管理は適切にしている	①庫内の温度は常に確認している ②庫内は整理整頓している ③庫内を定期的に清掃している	必須	16
	61	収穫物を運搬する車両やコンテナ、はさみ等の収穫用具は清潔にしている	①収穫物を運搬するコンテナ、はさみ等の用具は収穫専用のものを使い、常に清潔にしている ②農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合、事前に荷台等を十分洗浄している	必須	11
	62	農産物に付着する可能性がある洗剤・潤滑油等は食品用途のものを使用している	農産物に接触する可能性がある場合、食品用途のもの、またはHACCP対応のものを使用している	必須	13
資材	63	家庭用殺虫剤等を衛生害虫対策として使用する場合、適切に使用している	①調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤が農産物に付着する恐れがある場合は使用しない ②家庭用殺虫剤を使用する場合、適切に使用し、その内容を記録している	必須 推奨	13関連 13関連
	64	包装資材・出荷用段ボールは、適切に保管している	①農薬・肥料・燃料等による汚染リスクのない場所で保管し、定期的に整理整頓・清掃している ②包装資材・出荷用段ボールは直接床に置いていない	必須	14 14

東京都GAP(果樹)		管理点と管理基準		重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準					
リスク評価 と対策	65	危険性の高い機械作業、作業環境、危険箇所を把握している	危険な作業、場所について検討し、作業の見直し、作業現場の改善等で安全な農作業を行っている	必須			34
	66	事故防止対策をたて、作業者に周知徹底している	事故を防ぐためのルールを作成し、作業者全員に配布又は掲示している	必須			34
	67	危険箇所には適切な表示をしている	危険箇所には表示や掲示をしている	必須			37
作業安全	68	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者については制限を行っている	①法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている ②従業員にも必要な免許の取得や講習の受講に努力している ③次の該当者は、必要に応じて作業内容の制限を行う ・酒気帯び、薬利服用、病氣、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者・作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者・年少者・作業の未経験者	必須			35
	69	施設内の通路は円滑に通行できるようにしている	①通路は十分な広さを確保している ②通路には障害物を置かない ③通行するのに十分な照明を設置している	必須			37
	70	農業機械は適切に購入している	①型式検査合格証票又は安全鑑定証票を確認している ②中古機械購入時は、安全装備の状態や取扱説明書を確認している	必須			38
農業機械	71	農業機械等は定期的に点検・整備・清掃している	法令で定期点検が定められている機械等は定期的に点検を行っている ①取扱説明書に従い、使用前に点検している ②定期的に整備している ③整備記録を残している	必須			38
	72	農業機械等は適切に使用している	①機械等の使用前に安全装置等を確認している ②未整備状態の機械は使用を禁止している ③取扱説明書の内容を理解している ④取扱説明書はわかりやすい場所に保管している	必須			39
				必須			39
				必須			39
				必須			39

東京都GAP(果樹)		管理基準		重要度	評価 (○、×、ー)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準					
管理体制	73 農作業に従事する人は、健康管理をしている	①毎年、健康診断を受けるなど、十分留意している	②従業員にも健康診断を受けるよう促している	必須			35
	74 労働者災害補償保険等に加入している	常時5人以上の雇用者がいる場合、加入している(5人未満は任意加入)		必須			35
	75 緊急事態の備えをしている	①ほ場の近くには清潔な水があるか、清潔な水を携帯している ②救急箱と緊急連絡先、応急措置等の対処手順書を携帯している ③農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている ④火災が発生する恐れのある場所では、消火器を設置している		推奨 必須 必須 必須			41 41関連 41関連 41関連
環境	76 廃棄物等は適切に管理している	①残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管している ②保管場所は定期的に清掃している		必須 推奨			12関連、13 12関連
	77 廃プラスチックは適切に処理している	①産業廃棄物処理業者に委託して、適切に処理している。あるいは農業協同組合等に処理を委任している ②回収・処分の記録を保管している		必須 必須			28 28
環境	78 使用済みの農業資材は適切に保管している	①資材毎に区分した保管場所を設けている ②資材の野焼きや放置、埋立をしていない		推奨 必須			29関連 29関連
	79 廃棄物の削減に努めている	①生産過程で出る廃棄物を削減する努力をしている ②リサイクルできる廃棄物はリサイクルしている ③槽物残さは、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている		推奨 推奨 必須			30関連 30関連 30関連
環境	80 エネルギー削減	①省エネルギー対策に努めている	①農業機械の清掃、保守点検を励行している ②ハウス内環境の改善(周迎に防風ネットの設置、気密性の向上、保温用被覆資材の設置等)や作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定等を行っている	必須 必須			31 31

東京都GAP(果樹)		「管理点と管理基準」		重要度	評価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当しない品目等がある場合、 具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準					
生物多様性	81	施設栽培でセイヨウオオマルハナバチを受粉等に使用する場合は、適切に管理している	①飼養に関して環境省の許可を得ている ②栽培施設から外に逸失しない措置をとっている	必須			32
	82	被害がある場合は、野生獣の特性や発生要因を踏まえた対策を実施している	①耕作放棄地など、野生獣の隠れ場となる場所は放置せず、草刈りなどの管理を行っている ②野生獣の餌となる収穫物の残渣等は放置していない ③野生獣を見かけたら、追い払いを行っている ④加害する野生獣に適した侵入防止柵等を設置している 自らの農業活動と環境との関係を把握している	推奨			33関連
環境への影響	83	地球温暖化などの環境影響に関する新たな知見や情報を気にかけている		推奨			都
景観	84	農地保全上や農作業実施時に周辺地域の景観等への配慮を行っている	①周辺の住宅、道路への土砂や雨水、排水の流出防止対策を行っている	必須			都
			②農地周辺の生垣や花の植栽など、景観保全を行っている	推奨			都
			③農作業時の騒音、土ぼこりを出さないよう配慮している	必須			都
近隣住民への配慮	85	農作業を行う上で、周辺住民への安全確保に注意している	子どもたちや近隣住民の事故がないよう以下のように安全に配慮している ①農業機械・器具を適切に管理している ②使用済みの農業資材、壊れた金網・有刺鉄線などを放置しない ③安全管理上に必要な掲示を行っている 以下のいずれかの事項に取り組んでいる ①地域住民との交流に努めている ②地産地消を行っている ③学校給食への農産物提供や、学校農園への援助、体験授業の受け入れを行っている。体験農園を開設している	必須			都
				必須			都
				推奨			都
農業の多面的機能	86	地域住民の農業への理解促進や教育への貢献を心掛けている		推奨			都
				推奨			都
防災機能	87	災害時に農地を避難場所使用することや井戸水提供を行う意思がある	①災害発生時に、農地を避難場所に提供する意思がある ②井戸がある場合は、井戸水の利用を地域住民に開放する意思がある	推奨			都
				推奨			都

# 記入例

## 東京都GAP(野菜)「チェックシート」

東京都GAP(野菜)		管理基準		評 価 (○、×、—)	具体的な取り組み状況 (「評価」に該当していない品目等がある場合、具体的な内容を記入すること)	ガイドライン 対応番号
小区分	管理点	管理基準		重 要 度		
経営理念	1 「食べ物」(安全な食料)を生産しているという基本的な姿勢を持っている	①農場の理念を定めている		○	農場の理念を作業場に提示した。	都
	2 農場の管理体制ができています	②理念を実現するための行動指針を定めている		○	行動指針を作業場に提示した。	都
知的財産	3 新しい技術や品種の開発発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている	①農場責任者(経営主)、栽培責任者(農作業、安全・保守点検)、資材責任者(資材、農薬、肥料、燃料等管理)、品質管理責任者(出荷管理、クレーム対応等)を配置している		○	農場の組織図を作成し、農場主が全部門の責任者と定めた(ファイリング)。	48
	4 ほ場管理台帳を整備し、保存している	②各責任者は、役割について理解している		○	話し合いの機会を設け、責任の内容について全員で確認した。	48
生産工程管理	5 栽培と出荷の計画をたてている	権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている		—	該当する知的財産はなし。保護する手段についての概要は学習済み。	41
	6 適正管理規程に基づき、自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている	ほ場の所在地と面積、栽培施設、灌水施設等を記載した台帳および図面を作成し、保存している		○	作成し作業場に提示している。	43
収穫・出荷の記録	7 収穫の記録を付け、保存している	栽培と出荷の計画をたてている		○	計画を立て、ファイリングしている。	48
	8 出荷の記録を付け、保存している	①点検項目を策定し、農作業等の内容を記録、保存している ②1年に1回以上の自己点検・内部点検を行い、改善に向けた取組をしている		○	このチェックリストを使用している。 毎年、点検日を定めて結果を綴るファイルを設けた・様式を作成し、○月○日より記録を開始した。	48
農業経営	9 収穫・出荷の記録	①ほ場毎に品目、収穫日、収穫数量を記録している ②記録は1～3年間保管している(保存期間は取り扱った流通実態に応じて設定)		○	様式を綴るファイルを用意し、保存期限年月日を表紙に記入した。	49
	10 出荷の記録を付け、保存している	①ほ場毎に品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録している ②記録は1～3年間保管している		○	様式を作成し、○月○日より記録を開始した。	47
				○	様式を綴るファイルを用意し、保存期限年月日を表紙に記入した。	49

「評価」は農場としての評価を記入する。複数品目を申請する場合で、当該管理基準の「評価」に該当しない品目がある場合は、「具体的な取り組み状況」にその旨を明記する。  
※農場としての「評価」が適正だが一部の品目ではできていない場合や、管理基準にそもそも該当しない品目がある場合など。  
(No. 16の記入例を参照してください)

リスク評価と対策	9	ほ場(ハウス)のリスク評価をしている	土地の使用履歴、土壌の性質、土の有害物質汚染、水質、水量の確保について、リスク評価を行っている	必須	○	4で作成した圃場リストを利用して、リスクの洗い出しを行った。	1	
	10	ほ場周辺の環境を確認している	ほ場内に周辺の環境から、危険要因(微生物、化学的、物理的)の流入等がないかどうか、検討している	必須	○	4で作成した圃場リストを利用して、リスクの洗い出しを行った。	1	
	衛生	11	ほ場や施設内は清潔にしている	①植物残さは放置することなく、適切に処理している ②ほ場やほ場周辺に廃棄物を放置していない	必須	○	残さ置き場を定め、そこにまとめている。	18
		12	栽培施設に鳥や哺乳動物などが侵入しないようにしている	ネットの設置や壊れた部分は修理している	必須	○	ほつれ等の破損を戻つけた際には速やかに修繕し、毎月必ず点検をするようにしている。	12
		13	ほ場周辺や施設には、手洗い設備やトイレがある	ほ場や施設の近くに使用できる手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や施設、水路を汚さないようにしている	必須	○	作業場の隣に屋外トイレがあり、手洗い場もある。	10
		14	用水の水源を確認している	①水源の由来を把握している ②使用水源が周辺の環境から判断して危険要因(汚染物質等)に汚染される可能性がある場合、水質分析(化学性)を行い、問題点を明らかにしている ③水源に農作物に危害を及ぼす要因がある病原性微生物が含まれないか把握に努めている ④問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によって水源を変えるなどの対策をしている	必須	○	灌水用は水道、洗浄用は自宅敷地内の井戸水を利用。 井戸水については水質検査を受け、問題ないことを確認している。(検査結果を持っている)	6
	水質	15	養液栽培システムで使用する水の危険要因を検討している	①水源によっては水質検査を行い、必要な場合には改善対策をたてている ②主として生食用途の葉物野菜の水耕栽培システムでは、病原性微生物の汚染防止対策をたてている ③養液タンクに、病原性微生物の汚染や異物の混入を防止する対策をたてている ④廃液は適切に処理している	必須	○	飲用可能である。 特に問題はない。 養液栽培は行っていない。	6
		16	有機質資材	①都農作物施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培などを行っている ②堆肥を施用する場合は、完熟堆肥を使用している	必須	○	養液栽培は行っていない。 養液栽培は行っていない。 養液栽培は行っていない。 養液栽培は行っていない。	8
		17	土づくり		必須	○	施肥基準をもとに肥料計算をしている。また、サツマイモ以外に堆肥の施用を行っている。	25
		18			必須	○	都内産××牧場の堆肥を利用。分析結果表を取り寄せた。 (サツマイモは堆肥を施用しないため、評価対象外)	25



# 「東京都GAP」に関するお問い合わせについて

## ■お問い合わせ先

### ・取得に関する相談、申請の支援

●中央農業改良普及センター  
〒187-0002 小平市花小金井1-6-20  
☎042-465-9882

●南多摩農業改良普及センター  
〒192-0364 八王子市南大沢2-2 パオレビル6階  
☎042-674-5971

●西多摩農業改良普及センター  
〒198-0024 青梅市新町6-7-1  
☎0428-31-2374

### ・申請受付の窓口

●東京都農業振興事務所 振興課  
〒190-0022 立川市錦町3-12-11  
☎042-548-5052

### ・その他、本制度に関すること

●東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
☎03-5320-4834

印刷番号(30)206

## 東京都GAP農業者向けハンドブック(野菜・果樹) 平成31年1月発行

**編集・発行** 東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎  
TEL 03-5320-4834

**印刷** 株式会社アライ印刷  
〒156-0042 世田谷区羽根木1-12-7  
TEL 03-5326-9123

